



第3章

分野別に見た外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	126
第2節	国際協力の推進と地球規模課題への取組	166
第3節	経済外交	187
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	214

第1節

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

総論

日本周辺地域においては、北朝鮮による韓国哨戒艦沈没事件や韓国の延坪島ヨンピョンドに対する砲撃が発生するなど、朝鮮半島情勢は依然不安定であり、安全保障環境は厳しさを増している。また、中国による透明性を欠いた国防力の強化や海洋活動の活発化は、地域・国際社会の懸念事項である。さらに、今日の国際社会においては、大量破壊兵器やミサイルの拡散、国際テロ、海賊、大規模災害、サイバー攻撃などの新たな脅威や課題も存在している。このような安全保障上の諸課題に対処しつつ、日本がその領土を保全し、国民の生命と財産を保護し、持続的な繁栄と発展、国際社会の安定を確保するためには、他国による侵略といった伝統的脅威のみならず、非国家主体による攻撃などの非伝統的脅威への対応も含めた、多面的な安全保障政策が求められる。

具体的には、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための共有財産でもある日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させることが重要である。同時に、韓国やオーストラリアとの協力、日米韓・日米豪の枠組みにおける連携、更には、海上安全保障などの利害を共有するパートナー国との関係強化にも努め、また、中国やロシアとの安定した関係の構築や東南アジア諸国連合

(ASEAN) 地域フォーラム (ARF) などの地域枠組みにおける連携・協力を重層的に推進していくことが重要である。これらの取組の前提となるのが日本自身の防衛力の整備である。政府は2010年12月、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定し、今後の日本の安全保障及び防衛力の在り方について、新たな指針を示した。

前述の日米安全保障体制は、戦後、日本の防衛のみならず、日本を含むアジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとして有効に機能し、世界の平和と繁栄のための共有財産となってきた。アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日本及び地域の平和と安全を確保するために、同盟国である米国と日米安保体制を一層深化させていくことは重要な課題である。このような考えの下、二国間関係のみならず、アジア太平洋地域やグローバルな課題における協力を強化し、幅広い分野における具体的な日米安保協力について、日米両国で協議を進めている。

また、日本は、紛争地域において、紛争の再発防止や持続的な平和に向けた開発の基礎を築くことを念頭に置いた、紛争直後の緊急人道支援や和平プロセスの促進から紛争後の治安の確保、復興・開発に至る継ぎ目のない

取組である平和構築を重視し、主要な外交課題の一つとして取り組んでいる。日本が国連安全保障理事会（安保理）議長国であった4月には、岡田外務大臣が議長を務め、紛争後の平和構築をテーマとする国連安保理閣僚級会合を開催した。また、9月には、菅総理大臣が出席した安保理首脳会合においても平和構築が取上げられるなど、国際社会において同分野の重要性が認識されつつある。このような中、日本は、国連平和維持活動（PKO）などへの貢献、政府開発援助（ODA）を活用した現場における取組、国連における取組及び人材育成を通じて、平和構築に関する具体的な取組を推進している。

加えて、海洋国家であり貿易立国でもある日本にとって海上の安全を確保することは、国家の存立・繁栄に直結する問題であるだけでなく、地域の経済発展を図る上でも極めて重要な課題である。特に、2010年は、ソマリア東方沖、インド西岸沖やタンザニア沖の海域で海賊事件が増加しており、日本関係船舶が攻撃を受けたり、乗っ取られた事案も発生している。日本は、ソマリア沖・アデン湾への自衛隊の派遣に加え、周辺国の海上取締能力の向上や地域協力、更には不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点をも踏まえた多層的な取組を行っている。

不正薬物取引、人身取引、資金洗浄（マネーロンダリング）、サイバー犯罪などの国際組織犯罪やテロ、腐敗（汚職）などの課題は、情報通信技術や国際交通網が高度に発展した現代社会の特性とあいまって、世界全体に治安上の脅威をもたらしている。国連やG8など様々なフォーラムでこうした課題に対する取組が進展しており、2010年もG8において「安全保障上の脆弱性^{ぜいじやく}」として取上げられるなど、国際社会の関心はより高まっ

たと言える。日本も、国連やG8及びG20などの多国間枠組み、テロ対策に関する二国間協議・協力や、国連薬物犯罪事務所（UNODC）などの国際機関を通じた開発途上国への支援など、様々な手段によりこれらの脅威に対する取組を行っている。

また、日本を取り巻く安全保障環境の改善を図るため、日本は軍縮・不拡散の取組を積極的に進めている。特に、日本は唯一の被爆国としての道義的責任に基づき、「核兵器のない世界」の実現に向け、関係国と連携した取組を推進している。2010年5月に開催された核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議では、議論の基礎を提供する作業文書を提出し、また、会議の最終段階では緊急閣僚声明の発信を主導するなど、10年ぶりの最終文書の採択に重要な貢献を果たした。さらに、日本は同会議での決定を着実に実施するため、9月に核軍縮・不拡散に関する外相会合をオーストラリアと共催し、地域横断的なグループを新たに立ち上げるなど、国際的な軍縮・不拡散体制の強化に向け、主導的な役割を果たしている。

国際社会が貧困、飢餓、感染症、大量破壊兵器やミサイルの拡散、地域紛争、地球環境問題など、依然として多様な課題に直面している現在、国連が果たす役割は以前にも増して重要になってきている。国連は、唯一の普遍的かつ包括的な国際機関として、総会や安保理を始めとする諸機関の活動を通じ、国際社会の平和と安全の維持を図るとともに、諸国間の友好関係を発展させ、経済的、社会的、文化的、人道的な課題に対する取組や人権の促進に関する国際協力を推進している。

前述した課題の解決に向け、国際社会が一致して対処するためには、国連が有効に機能することが重要である。このような考えの

下、日本は安保理改革を始めとする国連改革の早期実現を目指すとともに、国連を始めとする国際機関における指導力を発揮し、人的・財政的貢献を行っている。

国際社会における「法の支配」の確立は、国家間の関係を安定的なものとし、紛争の平和的解決を図り、各国内の「良い統治」を促進する上で重要な要素である。日本は国際社会における「法の支配」の確立を外交政策の柱の1つとして位置付け、様々な取組を積極的に行っている。「法の支配」の確立は、自国領土の保全、海洋権益及び経済的利益の確保、自国民の保護などの観点からも重要である。

普遍的な価値である人権及び基本的自由が各国において十分に保障されることは、平和で繁栄した社会の各国における確立、ひいては、国際社会の平和と安定に資する。国連で

は、2005年からの国連の全ての活動で人権の視点を重視するという「人権の主流化」の流れの中で、2006年に従来の人権委員会に代わり、人権理事会が総会の下部機関として設置された。日本は創設当初から人権理事会の理事国を務めており、人権理事会の活動に積極的に貢献してきた。日本は、個々の国・地域の特殊性や様々な歴史的・文化的背景も考慮に入れつつ、国連を始めとする多国間の取組と、人権対話や開発援助などを通じた二国間の取組を相互に連携させ、包括的に人権外交の強化を図っていく考えである。

こうした地球規模の課題に対処するに当たり、日本は人間一人ひとりの生存・生活に焦点を当てる人間の安全保障の概念を重視しており、同概念に基づき、その解決に取り組むべく、国際社会を主導していく。

各論

1 日米安全保障（安保）体制

(1) 安保分野における同盟深化

日本周辺地域においては、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発、韓国哨戒艦沈没事件^{ヨンピョンド}や延坪島への砲撃などの挑発行為、中国の軍事力増強など、安全保障環境が近年急速に厳しさを増している。このような中、日米安保体制に基づく米軍のプレゼンスは、日本及び周辺地域の平和と安定にとって、より一層重要なものとなってきている。

2010年は現行の日米安全保障条約締結から50年を迎える節目の年であり、同年1月の日米外相会談を皮切りに、日米両国は同盟深化のための協議プロセスを開始した。同協議においては、地域の安全保障環境の認識を共

現行日米安全保障条約50周年記念切手の発行



現行の日米安全保障条約は、1951年に締結された旧条約に代わり、1960年に締結されたもの。日米両国は、新しい条約の下で、共通の価値と相互信頼に基づいて複雑に変化する安全保障環境に対応し、日本とアジア太平洋地域の平和と安全を維持するための取組を重ねてきた。2010年に現行日米安保条約は50周年を迎え、この節目を記念して同年6月、郵便事業株式会社から上記記念切手が発行された。

有するとともに、グローバル・コモンズ（海上安全保障、宇宙、サイバーなど）、拡大抑止¹、ミサイル防衛、人道支援・災害救助といった幅広い分野における日米安保協力を推進しており、9月の日米外相会談を始めとする幾度の機会において、安全保障分野におけるこれからの協力を一層強化することを確認

している。さらに、2011年1月の日米外相会談では、共通の戦略目標の見直し・再確認を推進するとともに、日本の防衛や周辺地域における事態に対応するためのより円滑な日米協力のための協議を加速化させることで一致した。

日米安全保障体制の下での日米協力

日米安全保障体制の下では、日米両国の外交・防衛担当の閣僚による日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）を筆頭に、様々なレベルで、日米安保条約の下での日米双方のコミットメントの確認や日米安保・防衛協力の発展について議論している。

2010年10月27日、前原外務大臣はクリントン国務長官と会談を行い、日米安保協力、アジア太平洋地域情勢、グローバルな課題などについて議論を行った。また、会談後の記者会見において、クリントン国務長官は、尖閣（諸島）が1960年の日米安全保障条約第5条の範囲に含まれる（“Senkaku fall within the scope of Article 5 of the 1960 U.S.-Japan Treaty of Mutual Cooperation and Security”）とする米国の立場を改めて明言し、米国の日本防衛という義務へのコミットメントを確認した。



日米外相会談に臨む前原外務大臣（左）とクリントン米国国務長官（10月27日、米国・ハワイ）

(2) 在日米軍の兵力態勢の再編など

冷戦終結以降、世界では、国際テロ、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散など新たな脅威が顕著となっている。このような新たな安全保障環境における課題に対処するため、米国は軍事技術の進展を活用し、より機動性の高い態勢を実現することを目標に、米軍の全世界的な軍事態勢の見直しを行っており、日

本を含めた同盟国、友好国などと緊密に協議している。

日本との関係においては、2006年5月に在日米軍の兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編の実施のための日米ロードマップ」）を発表した他、2009年2月には在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る協定

在日米軍再編に関する日米合意の概要

日米安全保障協議委員会共同発表（2010年5月28日）

- ・沖縄を含む日本における米軍の堅固なプレゼンスが提供する抑止力の重要性の確認。
- ・2006年の「ロードマップ」を補完し、これに基づく着実な再編の実施を確認。
- ・特に、沖縄に関連する三つの再編案、①普天間飛行場の代替施設の建設、②在沖縄海兵隊のグアム移転、③嘉手納以南の施設・区域の統合・返還が相互に関連していることを再確認。
- ・代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認。
- ・普天間飛行場の代替施設についての進展に従い、訓練移転、環境、施設の共同利用、訓練区域、在沖縄海兵隊のグアム移転、嘉手納以南の施設・区域の返還の促進、嘉手納の騒音軽減、及び沖縄の自治体との対話及び協力に関し具体的な措置をとる。

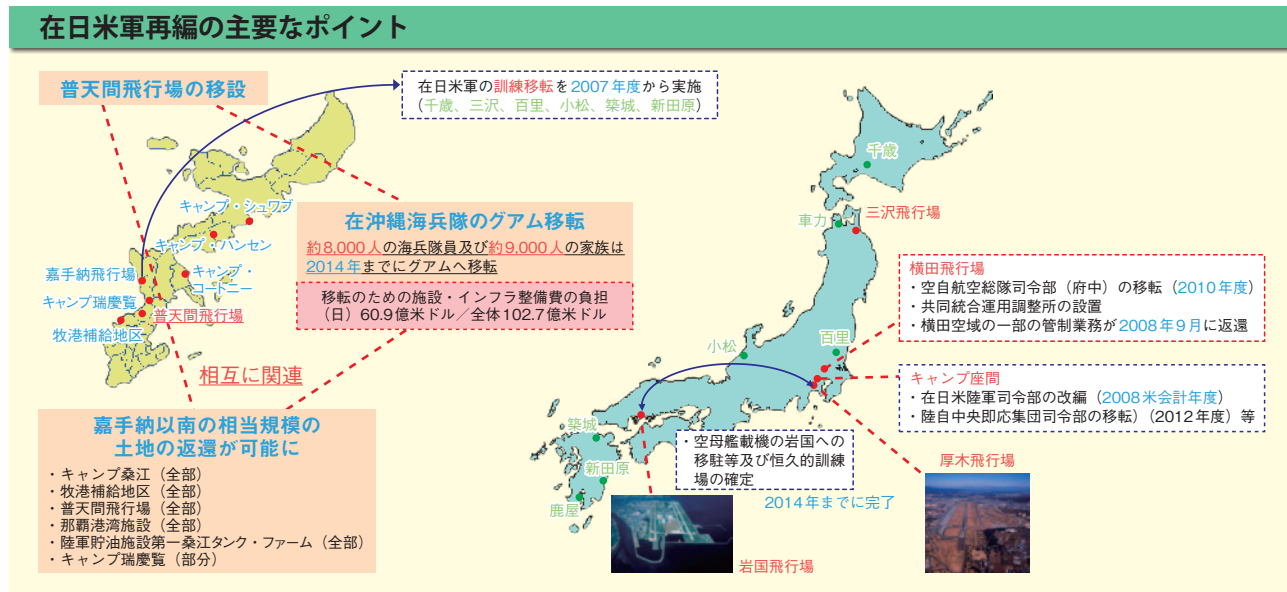
普天間飛行場の代替施設に関する専門家会合報告書（2010年8月31日）

- ・上記共同発表に基づき、普天間飛行場の代替施設の計画についてV字案とI字案の2案に絞り、安全性、運用上の所要、騒音による影響、環境面の考慮、地元への影響、費用、工期の観点から検討。
- ・本件会合の検討結果は、決定を発表する次回日米安全保障協議委員会（SCC）までの検証及び確認の対象。
- ・著しい遅延なく環境影響評価手続及び建設が完了でき、かつ米国の運用上の所要が引き続き満たされるものである限り、検証及び確認の過程で検討案の修正の可能性が排除されないことに留意。

¹ 同盟国を第三国の攻撃から防衛するため、自国の軍事力による抑止力を提供する概念。

に署名し、5月に同協定を締結した。普天間飛行場の代替の施設に関しては、日米両国は2010年5月の日米安全保障協議委員会（以下「2+2」）において共同発表を発出し、代替の施設をキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。また、これを受け、普天間飛行場の代

替の施設に関する二国間専門家検討会合において、位置、配置及び工法に関する検討が行われ、8月31日に報告書が公表された。日本政府としては、この「2+2」共同発表を踏まえてしっかりと取り組むと同時に、沖縄県に誠心誠意説明を行い、理解を求めていく考えである。



(3) 弾道ミサイル防衛 (BMD)

BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃から日本国民の生命・財産を守るための、純粋に防衛的で他に代替手段のない唯一の手段である。日本政府としては、北朝鮮による弾道ミサイル発射（2006年7月、2009年4月、同7月）及び核実験（2006年10月、2009年5月）などの動きも踏まえ、米国との緊密な連携の下に、BMD協力に関わる取組を強化・加速化することを通じて、日米安保体制による抑止力及び信頼性を一層向上させることが急務となっている。

日本政府は、2003年12月にBMDシステムの整備を決定して以来、その着実な整備に努めてきており、①BMD運用・関連情報を直接、相互、リアルタイム及び常時共有するなど運用協力の強化、②長距離型監視用レー

ダー（Xバンド・レーダー）及びペトリオット・ミサイル（PAC-3）の配備・運用、③イージス艦搭載型迎撃ミサイル（SM-3）の防衛能力の継続的な強化など、BMDシステム能力の向上などについての日米間の協力が進められている。また、2007年から、日本自身の取組として、入間基地などにおいてPAC-3の展開を順次開始し、2008年9月には発射試験に成功した。SM-3についても、日本初の迎撃能力を有するイージス艦「こんごう」による発射試験を2007年12月に実施した。その後2008年の「ちょうかい」、2009年の「みょうこう」による試験を経て、2010年10月にはイージス艦「きりしま」による発射試験に成功した。

(4) 在日米軍駐留経費負担 (HNS)

日本政府は、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観点から、日米地位協定の範囲内で、米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備 (FIP) 費などを負担している他、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱水料など及び訓練移転費などを負担している。

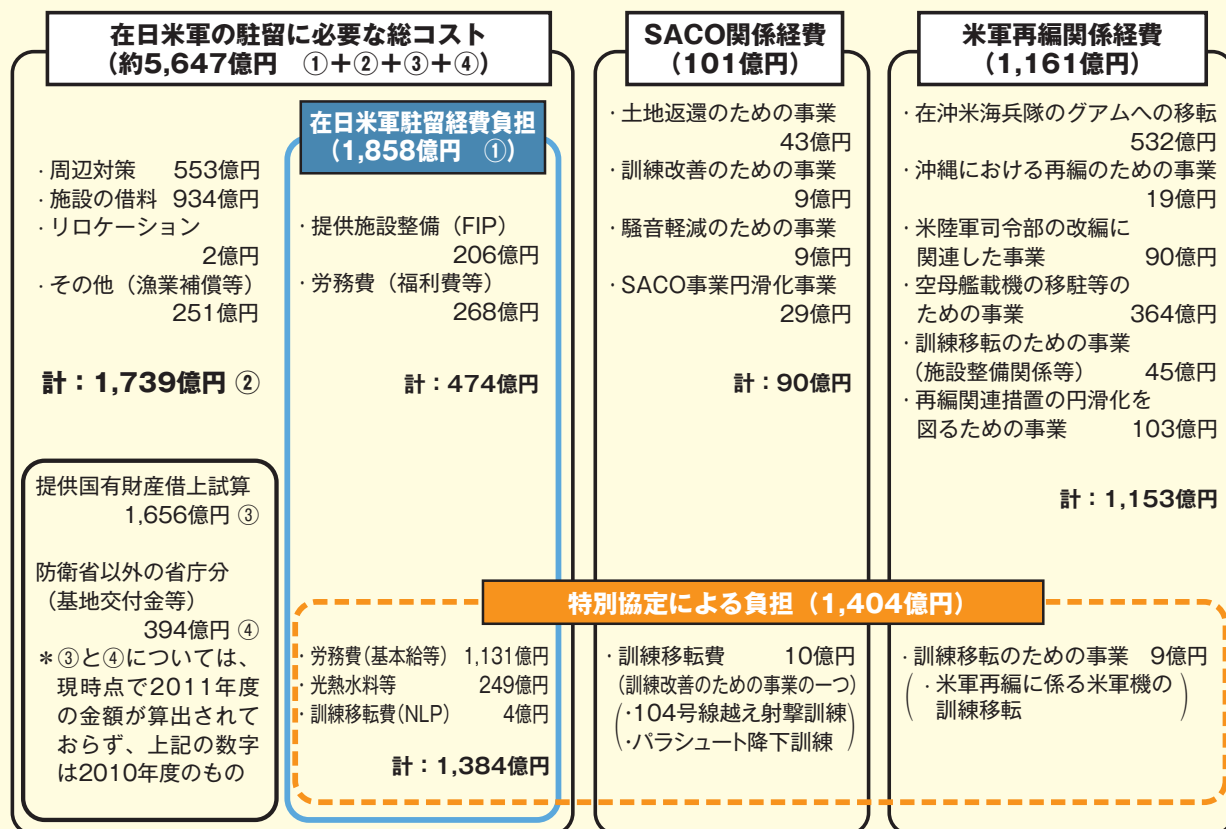
日米両政府はHNSをより安定的、効率的及び効果的なものとするための包括的な見直しを実施し、2011年1月21日に新たな特別協定に署名した。新たな特別協定の期間は5年間で、①労務費については、日本側が負担する上限労働者数を、協定の期間中に現在の

2万3,055人から2万2,625人に段階的に削減する、②光熱水料などについては、249億円を各年度の日本側の負担の上限にするとともに、5年間で日本側の負担割合を約76%から72%に段階的に削減する、③訓練移転費に関



在日駐留経費負担特別協定に署名する前原外務大臣 (右) とルース駐日米国大使 (1月21日、東京)

在日米軍関係経費 (日本側負担の概念図) (2011年度予算案)



(注1) 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、HNSに含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

(注2) SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元負担の軽減に資する措置に係る経費である。一方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

(注3) 在日米軍の駐留に必要な総コストには、試算額や推計額が含まれている。

(注4) 個々の要素に係る数字は億円単位で四捨五入したものであり、その計数は符合しないことがある。

しては、新たにグアムなど米国の施政下の領域への訓練移転に関するものも対象に追加する、④これらの経費につき米側が一層の節約努力を行う、となっている。また、労務費及び光熱水料などの削減分をFIPに充当するこ

ととしており、それによりHNS全体の水準については、2010年度の水準（2010年度予算額1,881億円が目安）を2011年度からの5年間維持することとした。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍施設・区域が集中する沖縄県の負担軽減を進める重要性については、日米首脳会談、日米外相会談など幾度もの機会に日米双方が確認している。

日本政府は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施に引き続き取り組んでいる他、在日米軍の兵力体制の再編についても、2010年5月の「2+2」共同発表で、「再編の実施のための日米ロードマッ

プ」に記された再編案を着実に実施する決意を確認したように、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減させるとの観点から、引き続き取り組んでいく方針である。

日米地位協定については、日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、他の緊急の課題における進展を踏まえつつ、その対応について検討していく考えである。まずは、米軍人などによる事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、最大限の努力を払っていく方針である。

2 国際社会を取り巻く安全保障上の課題

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域の安全保障にとって、日米同盟に加え二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することは、同地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組む上で、不可欠である。

日本は、このような認識の下、特に、米国の同盟国であり、基本的な価値観や、経済及び安全保障上の利益を共有する韓国及びオーストラリアとは、二国間及び米国を含めた多国間での協力の強化に努めている。また、2010年は、ベトナムとの間で戦略的パート

ナーシップ対話を開始するなど、伝統的パートナーであるASEAN諸国との安全保障協力の維持・強化にも力を入れている。さらに、アフリカ、中東から東アジアに至る海上交通の安全確保などに共通の利害を有するインドを始めとし、関係各国との協力強化に努めている。

この地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの間では、安全保障対話・交流などを通じて信頼関係を増進するとともに、非伝統的安全保障分野などにおける協力

関係の構築・発展を図る必要がある。特に、中国との間では、戦略的互惠関係の構築の一環として、様々な分野で建設的な協力関係を強化することが極めて重要との認識の下、国防政策の透明性を含め中国が国際社会においてより責任ある行動をとるよう、同盟国などとも協力して積極的な関与を行っていく。

多国間の安全保障協力については、2010年は、東アジア首脳会議（EAS）への2011年からの米国、ロシアの正式参加が決定され、また拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）が立ち上がるなど活発化している。このような中、日本は、ARFやEASなど既存の地域協力の枠組みに加え、ADMMプラスといった新しい枠組みにも積極的に参加し、多国間の対話や協力にも精力的に取り組んできている。

ARFは、信頼醸成の役割を超えて具体的な協力を行う枠組みへと発展を遂げつつあり、2011年3月にはマナド（インドネシア）において日本とインドネシアの共催で第2回災害救援実動演習を行う予定となっている。同演習は、ASEAN地域共通の課題である大

規模災害に対する対応能力の向上という観点から大きな成果が期待されている。この他、2011年2月には日本、インドネシア及びニュージーランドを共同議長として第3回海上安全保障会期間会合（ISM）を東京で開催するといった貢献を行っている。

日本は、政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場として民間レベルの対話の枠組みも積極的に活用している。中でも、アジア安全保障会議（通称：「シャングリラ・ダイアログ」）は、アジア太平洋地域の国防相及び防衛・安全保障分野の政府関係者や有識者が一堂に会し、防衛問題や防衛・安全保障協力に関して議論をする会合となっている。さらに、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）は、アジア太平洋地域の域内諸国の信頼醸成及び安全保障協力の枠組みを提供することを目的としている。日本は、こうした民間主催の会合を始めとする各国の安全保障や防衛分野の会議に積極的に参加することにより、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。

(2) 平和維持・平和構築

ア 現場における取組

(ア) 国連PKO²などへの貢献

国連PKOは、冷戦終結後、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰、治安部門改革、選挙、人権、「法の支配」などの分野における支援、政治プロセスの促進、紛争下の文民の

保護など、多くの任務を与えられた。その軍事・警察要員数は、最大のミッション（ダルフール国連・AU合同ミッション：UNAMID）で約2万2,000人に達し、17の国連ミッションを合計すると9万8,000人を超えている（2011年1月末現在）。こうしたミッションの複雑化・大規模化と、必要な資源の不足という事態を受け、国連を始めとする多

2 United Nations peacekeeping operations（国連平和維持活動）：UNPKO又は単にPKOという。PKOとは本来、国連安保理決議に基づき、停戦合意の成立後に国連が紛争当事者の間に立って停戦や軍の撤退などを監視することにより、事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、現在はこれらの伝統的な任務に加え、選挙、難民帰還などの支援から行政・警察能力強化までも任務とする複合的なPKOが増加しており、任務の多様化と複雑化の傾向が進んでいる。

平和構築分野での日本の取組

現場における取組

国際平和協力の推進

- 国連PKOなどへの積極的な貢献
- 多国籍ミッションへの文民派遣

ODAの拡充

- ODA大綱の重点課題として積極的に推進
- 様々な援助手法及び体制の整備
- 機動的・効率的な援助の実施

国連における取組

- 平和の定着と国づくり、オーナーシップの尊重、人間の安全保障などの理念・アプローチの深化
- 国連平和構築委員会及び安保理PKO作業部会などにおける知的リーダーシップの発揮

人材育成

- 平和構築人材育成事業の推進・拡充
- アフリカ諸国や、マレーシアのPKO訓練センターへの支援



国連安全保障理事会公開討論に出席し、演説する岡田外務大臣（中央）
（4月16日、米国・ニューヨーク）

くの中でPKOの改革をめぐる議論が行われている。このような状況の中で、日本は、2009年から2010年にかけて、安保理のPKO作業部会議長国として、PKOに貢献する国連加盟国の間での連携強化、活動に必要な資源確保のための議論を牽引してきた。

日本は、国際平和協力法（PKO法）に基づき、2010年には、2月から国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に約350名の自衛隊施設部隊などを、9月から国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）に2名の軍事連絡要員を派遣するなど、PKOに対する人的貢献も拡大している。2011年1月の国連ネパール政治ミッション（UNMIN）の任務終了に伴い、日本の軍事監視員6名の派遣

国連ミッションへの派遣状況
（上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国）

順位	国名	派遣人数
1位	バキスタン	10,652人
2位	バングラデシュ	10,402人
3位	インド	8,691人
4位	ナイジェリア	5,841人
5位	エジプト	5,409人
15位	中国	2,039人
17位	イタリア	1,741人
19位	フランス	1,540人
32位	韓国	633人
43位	ドイツ	282人
44位	英国	282人
47位	日本	266人
48位	ロシア	258人
53位	カナダ	198人
70位	米国	87人

（注）日本は、国連ミッションに388名を派遣しているが、このうち122名は、国連によって経費が賄われない要員であるため、国連統計には含まれていない。

出典：国連ホームページ（2011年1月末現在）

も終了した一方、同年2月末現在、日本は上記のハイチ及び東ティモールに加え、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）に46名、国連スーダン・ミッション（UNMIS）に2名の要員を派遣しており、1992年のPKO法の施行以来、延べ6,000名以上の要員を派遣してきた。



自衛隊の建設した孤児院宿舍の引渡し式（2011年1月、ハイチ 写真提供：防衛省）

また、平和維持・平和構築に関する能力強化の観点から、日本は、日本及びアジア各国の研修員を対象に、平和構築人材育成事業を実施している他、アフリカ諸国やマレーシアのPKO訓練センターに対する支援も行っている。

(イ) 平和構築に向けた政府開発援助（ODA）などによる協力

日本の国際協力においても、平和構築は重要な位置を占めている。ODA大綱は、「平和の構築」を重点課題の一つとして位置付けており、2010年6月に外務省が取りまとめた「ODAのあり方に関する検討」（第3章第1節1「日本の国際協力」参照）でも、開発協力の三本柱の一つに「平和への投資」を掲げている。

2010年9月に開催された安保理首脳会合において、菅総理大臣は、「戦争や紛争がなくなる状態だけでは平和とは言えず、戦争、紛争、自然災害によって破壊された平和と市民生活を再生することが真の平和につながる」と述べている。平和構築のためには、紛争の予防や緊急人道支援と共に、紛争の終結を促進する支援から平和の定着や国づくりの支援に至るまで、継ぎ目のない包括的な取組が必要となる。日本は、このような人間の安全保

障の視点に立ち、特に以下の国・地域において平和構築支援に積極的に取り組んでいる。

①アフガニスタン

アフガニスタンの安定と復興は、日本を含む国際社会の平和と安定に関わる最重要課題の一つである。これまで、日本はアフガニスタンの平和構築のために、警察支援、麻薬対策支援、地雷除去支援などを積極的に実施し、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）や非合法武装集団の解体（DIAG）において主導的な役割を果たしてきた。この実績を生かし、日本は英国と共に、元タリバーンなど兵士の社会への再統合のための基金の立ち上げを主導し、2010年10月には同基金に5,000万米ドルを拠出した。日本は今後も引き続き、2009年11月に発表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、アフガニスタンの平和構築のために積極的に貢献していく。

②アフリカ

日本は「平和の定着」を対アフリカ支援の柱の一つとして位置付け、支援を強化している。2008年5月、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）において取りまとめられた横浜行動計画では、人間の安全保障の確立の一環として「平和の定着・良い統治の促進」を重点事項の一つとして取上げ、平和の定着のプロセスを後戻りしないものにするための継ぎ目のない支援、平和維持に携わる主体間の調整強化や、グッドプラクティス（優れた取組）を共有することなどの重要性を強調している。

例えば、日本は、1986年から20年以上続いた内戦の影響を受けたウガンダ北部の4県に対し、国内避難民の帰還と社会への再統合

を促進するため、社会インフラ再建を後押しする包括的支援を実施している。同地域では、日本、米国国際開発庁（USAID）及び世界銀行が連携して、南部スーダンのジュバとウガンダ北部のグルを結ぶ、国境を越えた幹線道路を連結する取組を行っている。このような支援により、平和がもたらす恩恵を草の根レベルに行き渡らせ、将来の紛争を予防することに貢献することが期待されている。

③イラク

イラクの復興と安定化は、日本が取り組む平和構築の最重要課題の一つである。日本は、相次ぐ戦争と経済制裁で疲弊したイラクが、自立復興の軌道に乗り、安定した民主国家となるまでの橋渡し役を担っている。対イラク支援においては、無償資金協力によるイラク国民の生活基盤の再建から、円借款による中長期的な復興需要への対応へと比重を移してきた。これら資金協力との効果的な連携を図るべく、人材育成のための技術協力も一貫して積極的に実施している。

これまでの日本の取組は、イラク国民の生活基盤の再建支援（電力、水・衛生、医療・保健など）に加え、政府のガバナンス（統治）における行政機関の能力向上や治安改善支援（警察の装備整備、訓練など）、政治プロセスにおける選挙支援、憲法制定支援、国民融和の促進にまで及んでいる。政治プロセス支援の一環として、2009年の地方議会選挙やクルディスタン地域選挙に続き、2010年3月のイラク国会選挙に際しても選挙監視団を派遣した。

1 国連における取組：平和構築委員会

宗教や民族間の対立など様々な要因による地域紛争や内戦は、一度終結しても紛争予

防、社会開発などの点において適切なフォローアップがなされないと、紛争状態に逆戻りすることも少なくない。このような問題意識の下、2005年12月、安保理及び総会に対し、紛争後の平和維持から復興・開発まで継ぎ目ない支援に関する助言を行うことを目的として、安保理及び総会の決議に基づき、「平和構築委員会」が設立された。同委員会は、安保理及び総会と緊密に連携しつつ、関係諸機関や市民社会の知見を活用しながら、対象国の平和構築上の優先課題の特定及び平和構築戦略の策定を行い、その実施を支援する役割を担っている。日本は設立時からのメンバーであり、これまで同委員会の活動に貢献している。また、同時期に設立された平和構築基金の枠組みを通じ、対象国を始めとする平和構築支援の要請国に支援が行われている。

設立決議の規定に従い、設立5年目に当たる2010年に、同委員会の活動状況のレビューが行われた。最終的に7月に安保理及び総会に提出されたレビューに関する報告書には、安保理との関係強化の必要性や若者雇用の促進などの勧告が盛り込まれた。また、10月には、これらの勧告を前進させることなどを内容とする総会・安保理共同決議が採択され、今後、具体的な勧告の履行について同委員会で検討されることになっている。

また、9月には、これまで平和構築支援の対象国であったブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ及び中央アフリカに加え、リベリアが新たに対象国に加えられた。日本は、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、人間の安全保障の理念の共有を含め、対象国における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとっている。さらに、日本は、2011年に同委員会の教訓作業部会

議長に就任し、過去の取組や教訓をレビューする他、新規検討対象国の拡大や安保理を始め、関係機関との協力強化といった点についても議論を主導していく。

ウ 平和構築人材育成事業

平和構築において、人道支援、「法の支配」の確立、人権の擁護、選挙支援、社会・経済の復興・開発の促進などの活動を担う文民は、重要な役割を果たしており、こうした分野で高い専門性を持つ文民の育成が急務と

なっている。このような状況を踏まえ、日本は、2007年度に、平和構築の現場で活躍できる日本及びその他のアジアの文民を育成することを目的として、「平和構築人材育成事業」を開始し、これまで約110名の平和構築の専門家を育成した。本事業の修了生の多くは、既にスーダン、東ティモールなどの世界各地の平和構築の現場で活動しており、その活躍は国際機関などの関係者から高い評価を得ている。

(3) 海上安全保障

ア ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

(ア) 海賊事案の現状

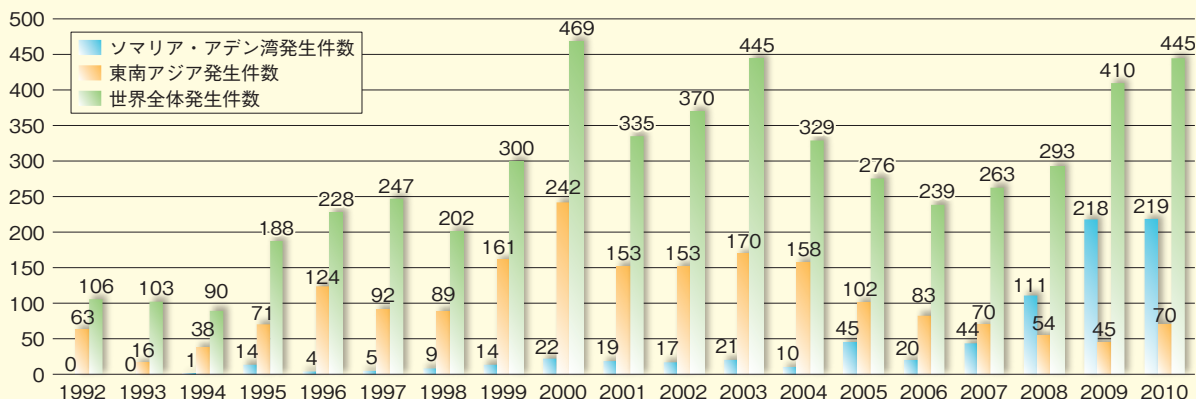
日本を始めとする国際社会の海賊対処行動にもかかわらず、2010年もソマリア沖・アデン湾では2009年とほぼ同数の海賊事案が発生し、その発生件数は219件に上った。ソマリア沖の海賊対策は、引き続き国際的に重要な課題となっている。約30か国が軍艦・軍用機などを派遣している中、アデン湾では事案が減少している一方、ソマリア沖東方海域や西インド洋の広大な海域まで事案が拡大しており、船舶の航行安全に大きな脅威となっている。

日本関係船舶に対する被害も、2009年の1件から2010年の6件に増加しており、10月には、ケニア沖で日本の船会社が運航する貨物船（乗員は外国人）が乗っ取られた。また、5月には、アデン湾で、日本人が乗船した外国の船会社が運航する客船が、海賊と思われる高速船2隻に追跡された事案も発生している。

(イ) 海賊対処行動の延長と護衛実績

2010年7月、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を2011年7月23日まで1年間延長することを閣議決定した。

全世界の海賊事案発生状況（IMB年次報告）



フィリピン・ミンダナオにおける社会経済開発支援の現場から

フィリピン南部に位置するミンダナオ島の中部では、モロ・イスラム解放戦線（MILF）とフィリピン政府との紛争が長年続いています。日本は2006年から、マレーシア、ブルネイ、リビアが参加するミンダナオ島への国際監視団（IMT）に復興・社会開発を担当する文民を派遣しています。私は、2008年8月から2010年12月まで、ミンダナオ復興・開発担当上級アドバイザーとして派遣されました。停戦監視を主要任務とする軍人がほとんどの中、文民がIMTに在籍するのは、異例のことです。この地域は過去40年以上続いた紛争のため、学校、道路、農業施設などの疲弊、不足が大きな課題となっています。

私は、フィリピン政府側とMILF側双方の停戦調整委員会などと相談しつつ、政府職員や他国の援助機関の職員も立ち入らないMILFの影響力が強い地域にまで入って、学校、診療所、上水道、農業・灌漑施設、職業訓練センターなどの建設を日本の政府開発援助（ODA）である「草の根・人間の安全保障無償資金協力」によって支援する活動を行ってきました。この地域では、紛争で未亡人になった若いムスリム女性も大勢います。そうした女性（平均年齢22才）のための職業訓練施設の建設は、フィリピン政府及びMILFから大きな評価を受けました。他にもこれまでの日本の支援は多くの関係者から高い信頼を得ており、過去の紛争で疲れ、展望が持てなくなっている住民に「将来への希望」を抱かせる効果も発揮しています。

この地域では、小学校も卒業できない人が多く、紛争のために何度も避難民となり、財産や家族を失った経験を持つ人々も大勢います。あるMILF地域の小学校に視察に行ったときのこと。MILFの兵士が大勢取り囲む中、住民や教員に対しての挨拶の中で「人材育成は、この地域の発展へのチャンスでもある。私は学校の修復の検討のために来ました」と言うと、私の目の前でおばあさんが泣いているのです。こうした場所で、日本人から「学校修復」の検討の話を聞くだけでも感激するのかもしれませんが。援助効果は数字だけでは計れないと思います。汗を流し、泥道では車を押して「泥」もかぶる。地道な草の根の活動ですが、将来的には、紛争影響地域の平和と発展に結び付けていくことを期待したいものです。

IMT第5陣へ外務省から派遣（JICAから出向） 菊地 ^{ともり} 智徳
（現在、高知大学国際・地域連携センター勤務）



現地住民と話し合う、菊地ミンダナオ復興・開発担当上級アドバイザー（左から2番目）



日本の支援により完成した小学校の校舎引渡し式

海上自衛隊の護衛艦2隻（海上保安官8名が同乗）は、2010年の1年間に113回の護衛活動で1,014隻の商船を護衛した。加えて、P-3C哨戒機（2機）は、255回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。自衛隊が提供した情報に基づいて各国海軍が海賊の武装解除を行った例も多く、海上自衛隊の活動は各国の船舶関係者や各国政府から高く評価されている。

（ウ）海賊対策における国際協力の推進

日本は、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決に向けて、周辺国の海上取締り能力の向上や、ソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を推進している。

日本は2009年に国際海事機関（IMO）の設置した基金に対し1,360万米ドルを拠出し、周辺国の海上取締り能力向上のための訓練センターや情報共有センター（ISC）を設立することとしている。このプロジェクトの推進のために、海上保安庁の職員がIMOに派遣されている。2010年3月には、海賊の訴追費用支援のために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）に設置された国際信託基金に50万米ドルを拠出し、同基金を通じてソマリア沿岸国の法廷設備や収監施設の支援が実施された。この他にも、2010年10月から11月にかけて、国際協力機構（JICA）と海上保安庁とが協力し、イエメン、オマーン、ジブチなどのソマリア周辺国の海上保安機関職員を招へいして、「海上犯罪取締り研修」を実施するなど、各国の海上法執行能力の向上に向け

た支援を行っている。さらに、イエメンの沿岸警備隊への支援のため、イエメンへの専門家派遣及び大型巡視船艇供与が検討されている。

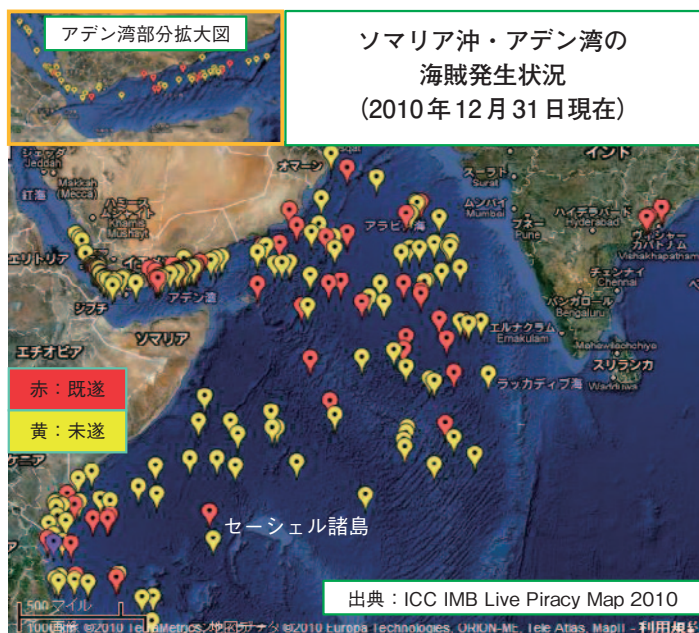
ソマリアの安定に向けては、2007年以降、治安向上のために2,800万米ドル（国境管理強化、アフリカ連合（AU）ソマリア・ミッション（AMISOM）支援など）、人道支援・雇用創出のために9,640万米ドル（食糧、水・衛生、インフラ整備など）の支援を実施している。さらに、新たに警察支援を含む5,500万米ドルが拠出された。この他にも、日本は、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合を始めとする国際会議に参加している。

イ アジアにおける海賊対策

アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）は、日本が主導して、2006年9月に発効した。シンガポールに設立されたReCAAPの情報共有センター（ISC）は、加盟各国が海賊情報を共有することを可能にしており、国際的にも高い評価を得ている。本センターの事務局長は歴代日本が出している。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策でも、ReCAAPをモデルとした地域協力の枠組みづくりが進められている。その他、マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全については、海運国や沿岸国間の国際協力の枠組みである「協力メカニズム」に対し、民間からの基金拠出も含め、積極的な支援を実施している。

ソマリア沖・アデン湾の海賊発生状況（2010年12月31日現在）



商船護衛活動中の海上自衛隊護衛艦と哨戒機
(写真提供：防衛省)



2010年アジア海賊対策地域協力協定総務会
(中央は遠藤ReCAAP・ISC事務局長)

(4) 治安上の脅威に対する取組

テロ及び国際組織犯罪については、これまでも国連やG8など様々なフォーラムで取組が進展してきている。特に、2010年6月のG8ムスコカ・サミット首脳宣言においては、テロリズム、大量破壊兵器の拡散、薬物の不正取引、不正資金の移動及び国際組織犯罪などが「安全保障上の脆弱性」として取上げられた。また、これに先立って3月に開催されたG8外相会合においても、ラテンアメリカにおける麻薬取引とテロ・犯罪組織の関係などが議論された。今後、こうした治安上の脅威に対する国際社会の関心はこれまで以上に高まると見られ、先進国のみならず開発途上国を含めた国際社会の一致した対策が求めら

れる。

ア テロ対策

2010年を通じ、国際社会はこれまでに達成された成果を基礎に、多国間及び地域的なレベルでの協力を推進し、国際テロ対策を一層強化してきた。G8ムスコカ・サミットでは、「テロ対策に関するG8首脳声明」を採択し、交通保安や国境保安を強化する必要性や、核及び放射能テロの防止、テロ資金対策や暴力的過激主義への対策の重要性などを宣言した。

国連においては、9月に国連総会が「国連グローバル・テロ対策戦略」³の実施に関連し

3 2006年9月、第60回国連総会において全会一致で採択。「テロとの闘い」における加盟国及び国連の能力を強化するための具体的かつ実践的なテロ対策措置を包括的にまとめたもの。また、国連事務総長が設置した国連テロ対策実施タスクフォース（CTITF）が、同戦略実施における国連関係機関間の調整及び加盟国への支援を行う。

て、第2回レビュー会合を開催し、本戦略の重要性を改めて確認するとともに、戦略実施における加盟国の取組強化、国連テロ対策実施タスクフォースの役割などについての決議を採択した。その他、テロ資金対策分野では金融活動作業部会（FATF）⁴が、また、テロ対処能力向上支援に関してはテロ対策行動グループ（CTAG）⁵が活動を展開するなど、様々な分野でテロを予防・根絶するための多国間協力が進められている。

地域レベルでは、3月に「航空保安に関するアジア太平洋地域大臣会合」（於：東京）を開催し、航空保安の確保に向けた地域全体としての取組の強化について議論した。さらに、同月、日本・シンガポール共同APECセミナー「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」を開催し、日本及びAPEC参加国・地域関係者間で、海上貿易の安全を高めるための施策や支援について意見交換や議論を行った。

日本は、G8などにおけるテロ対策の議論に積極的に参画するとともに、外国為替及び外国貿易法に基づいて資産凍結などの措置を実施し、2006年に改正された出入国管理及び難民認定法に基づきテロリストなどを退去強制措置の対象とするなど、テロリストに対する制裁措置を定める国連安保理決議を誠実に履行している。

また、国際的なテロ対策協力として、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国などに対する能力向上支援を重視しており、東南アジア地域を重点として、ODAを活用し

た支援を継続・強化している。具体的には、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧化学・生物・放射性物質・核（CBRN）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約⁶などの分野で、技術協力や機材供与などの支援を実施している。

特に、開発途上国によるテロ・海賊などに対する治安対策への支援を強化するためのテロ対策など治安無償資金協力の枠組みにより、3月には、ウズベキスタンに対し隣接するアフガニスタンからの麻薬や武器などの非合法物資の輸送を阻止し、迅速で安全な通関手続の整備を支援するための資金の供与を決定した。6月には、インドネシアに対して主要6空港で使用される空港保安機材の整備や航行する船舶の安全性を向上させるための船舶航行安全システム（VTS）を整備するための資金を供与した。

さらに、関係国・機関とテロ情勢やテロ対策協力についての協議・意見交換を行っており、ASEANとの間では、6月にインドネシアで第5回日・ASEANテロ対策対話を開催した。また、同月にブリュッセルにおいて日・EUテロ協議、ソウルにおいて日韓テロ協議、12月にはメルボルンで日米豪テロ協議を実施した。

核物質や放射線源を用いたテロ（核テロ）は、国際社会全体として取り組むべき新たな課題として注目されている。国際原子力機関（IAEA）などを中心に、核テロ対策強化のための様々な取組が行われており、日本は、

4 1989年のG7アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に32か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

5 2003年6月のG8エビアン・サミットにおいて採択された「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上G8行動計画」により創設が決定された。主たる目的は、テロ対策のための能力向上支援に関する要請の分析や需要の優先付け及びこれらの被援助国におけるCTAGメンバーによる調整会合の開催。

6 テロ防止関連条約については、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.htmlを参照。日本は13のテロ防止関連条約を締結している。

2010年に発生したテロ事件（未遂を含む）の例（報道などに基づく）

2月26日	アフガニスタン・宿泊施設などに対する自爆テロ 首都カブールにおいて、複数の宿泊施設の付近で銃撃と自爆テロが発生し、少なくとも18人が死亡、38人が負傷した。
3月12日	パキスタン・ラホール連続自爆テロ ラホールにおいて、二人組の実行犯が、パキスタン陸軍治安機関の車列に歩み寄って自爆し、57人が死亡、約140人が負傷した。軍の発表によれば、死者には軍人8人が含まれる。「パキスタン・タリバーン運動」が犯行声明を発表した。
3月29日	ロシア・モスクワ地下鉄における連続爆弾テロ モスクワ中心部に所在する2か所の地下鉄の駅において連続自爆テロ事件が発生し、40人が死亡、約100人が負傷した。
4月26日	イエメン・英国大使館を標的とした自爆テロ 首都サヌアで駐イエメン英国大使の車列を狙った自爆テロ事件が発生した。同大使に怪我はなかったが、現地警察官3人が負傷した。「アラビア半島のアル・カーイダ」が犯行声明を発表した。
5月1日	米国・ニューヨーク・タイムズ・スクエア爆弾テロ未遂 ニューヨーク市タイムズ・スクエアにおいて、駐車中の自動車の後部から煙が立ち上がり、車内からは爆発物が発見された。米国関係者は、パキスタンのタリバーンが関与した証拠があると述べた。
7月11日	ウガンダ・カンバラにおける爆弾テロ 首都カンバラに所在するエチオピア料理店とスポーツバーでそれぞれ自爆テロと見られる爆発が発生し、米国人1人を含む少なくとも74人が死亡し、65人が負傷した。ソマリアの反政府勢力「アル・シャバáb」が犯行声明を発表した。
7月25日	ニジェール・フランス人人質の殺害 「イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ」は、メンバー6人の殺害への報復として、フランス人技師を殺害したとのメッセージを発出した。
8月24日	ソマリア・イスラム武装勢力による襲撃 首都モガディシュにおいて、武装勢力が暫定大統領府近くのホテルを急襲し、自爆も含めた攻撃により同国会議員6人を含む31人が死亡、5人が負傷した。
8月25日	イラク・国内各地における連続テロ イラクの13都市において、爆弾テロが相次いで発生し、少なくとも46人が死亡、約250人が負傷した。
10月29日	航空貨物を使用した爆弾テロ未遂 英国及びアラブ首長国連邦において、それぞれ米国に向かう航空貨物から、爆発物が発見された。これらの航空貨物は、いずれもイエメンから発送されており、米国シカゴにあるユダヤ教礼拝施設2か所に宛てて送付されたものであった。「アラビア半島のアル・カーイダ」が犯行声明を発表した。
12月11日	スウェーデン・ストックホルム中心部における自爆テロ 首都ストックホルム中心部において、自爆テロが発生、犯人が死亡、2人が負傷した。

IAEAの核物質などテロ行為防止特別基金への拠出、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ (GI)」⁷への参加などを通じ、積極的に貢献している。また、2010年4月には、オバマ米国大統領の主催の下、核テロ対策をテーマとした初めての首脳会議が開催され、日本も国際貢献のためのイニシアティブを発表した（第3章第1節3「軍縮・不拡散・原子力の平和的利用」参照）。



イラクの13都市において連続爆弾テロが発生し、少なくとも46人が死亡した（8月25日、イラク・キルクーク 写真提供：PANA）

⁷ 2006年、米国・ロシアの両国大統領が、核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として提唱。参加国は、核テロ対処能力を強化するためのセミナー、ワークショップなどを実施。2010年12月現在、82か国及びオブザーバーとして4機関（EU、IAEA、ICPO-interpol、UNODC）が参加。

1 刑事司法分野の取組

日本は、国際組織犯罪分野における国際的な法枠組みの整備により、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進するために、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結について検討を進めている。また、贈収賄、公務員による財産の横領など、腐敗が、持続的な発展や法の支配を危うくする要因となっていることから、これに有効に対処するための措置や国際協力などを規定した国連腐敗防止条約や、情報技術の急速な発展・普及に伴って深刻化したサイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約の締結についても、同様に検討を進めている。

国際社会では、国連の犯罪防止刑事司法会議及び犯罪防止刑事司法委員会が、犯罪防止及び刑事司法分野における政策形成の中心機関として活動している。2010年は、5年に1度開催されることとなっている「国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）」の開催年に当たり、4月にブラジルのサルバドールにおいて第12回会合が開催された。会議では、青少年犯罪対策、テロリズムの防止に関連する国際的な文書の内容の実施を促進するための技術的支援、密入国、人身取引及び移住労働者とその家族に対する暴力の防止についての刑事司法の取組、マネーロンダリングに対処するための国際協力を実現する手法、犯罪者に対処する科学・技術の利用などのテーマについて活発な議論が行われた。同会議で日本は、犯罪の増加に対処するための日本の努力、汚職犯罪に対処するための国際協力の重要性と日本の貢献について紹介するなど、会議の成功に貢献した。また、同会議の成果として、新たな形態の犯罪への対応を含め、様々な国際組織犯罪への国際的な協力を訴えた「サルバドール宣言」が採択された。日本



第12回国連犯罪防止・刑事司法会議の様子（4月12日～19日、ブラジル・サルバドール） 写真提供：UNODC

は、5月に開催された犯罪防止刑事司法委員会においても、国内のテロ防止活動やテロ対策への取組、国際協力の実績などについて声明を発表し、国内対策を充実させていくだけでなく、引き続き、国際的な取組にも貢献していく考えを表明した。

2010年度に日本は、不正薬物、犯罪、テロの問題に包括的に取り組むUNODCに設置されている犯罪防止刑事司法基金に約9万米ドルを拠出した。これは、UNODCが実施するアジアにおける人身取引被害者対策プロジェクト及び腐敗対策プロジェクトに使用される。

2 腐敗対策

近年、特にG20の枠組みにおいて、公正な国際競争を通じ世界経済の成長を促進するなどの観点から、腐敗対策の取組が強化されており、2010年11月のソウル・サミットにおいて「G20腐敗対策行動計画」が発表された。またAPECにおいても、域内の腐敗対策の協力に関する活発な議論が交わされており、2010年、日本は議長として議論を主導した他、米国と協力するなどし、官民協力や公務員倫理に関するセミナーを開催した。

エ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が遵守すべき国際的基準をFATF勧告・特別勧告として定めている。FATFは、FATF勧告の遵守に向けた取組が不十分である結果、マネーロンダリングやテロ資金供与の深刻な問題・脅威が認められる国・地域を特定してきており、2010年2月には、北朝鮮などが公表された。FATFは、この他、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止など、新たな視点からの対策についても議論を進めており、日本もこれらの議論に積極的に参加している。なお、2008年に実施された日本の資金洗浄・テロ資金供与対策に関するFATFの審査に関し、2010年10月のFATF全体会合において、日本はその後の状況を説明した。

オ 人身取引対策

人身取引の手口の巧妙化・潜在化などの人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、2009年12月に政府の犯罪対策閣僚会議で「人身取引対策行動計画2009」を策定し、フォローアップを実施している。同行動計画に基づき、日本は、国際捜査共助や被害者の帰国支援、ODAを活用した国際支援などの国際的な取組へ積極的に参画していくこととしている。2010年3月には政府協議調査団を米国へ派遣し、日本の人身取引対策行動計画2009の概要及び日本の人身取引対策について説明するとともに、同国内の被害の実態や保護施策について調査した他、同国国務省が毎年発表して

いる人身取引報告書についても協議した。さらに、日本は、被害者の安全な帰国及び帰国後の支援のための国際移住機関（IOM）による「人身取引被害者帰国支援事業」への拠出や、不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」への支援を行っている⁸。

カ 不正薬物対策

薬物分野における国際的な政策形成の中心機関である国連麻薬委員会（CND）は、薬物関連諸条約上の義務の履行を監視し、薬物統制の強化に関する勧告などを行っている。日本は、2010年3月に開催された同委員会において、「合成カンナビノイド受容体アゴニストの潜在的乱用及び不正取引に係る情報共有の促進決議」を提案し、同決議は全会一致で採択された。また、同委員会に先立ち、1998年国連麻薬特別総会のフォローアップとして開催された国連麻薬委員会ハイレベル会合においても、日本は、国内の予防対策を一層推進するとともに、日本の経験と知見に基づく国際協力（代替開発支援、合成薬物対策、薬物乱用防止政策など）を推進していくことを表明した。

この他、日本は2010年度には、UNODCに設置されている国連薬物統制計画基金に約138万米ドルを拠出し、国際的な薬物対策を支援している。これにより日本は、ミャンマーにおける不法栽培モニタリング・プロジェクト、全世界的な覚せい剤を始めとする合成薬物の供給削減を目的としたモニタリング及び法執行機関の能力向上のためのプロジェクト並びに東アジア地域において押収さ

⁸ 日本は、国際移住機関（IOM）を通じて、人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援（就業支援、医療費の提供など）を実施している。また、「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営費も拠出しており、同ウェブサイトには参加各国の取組や域内協力に関する情報、専門家会合の成果物などが掲載されている。

れた違法薬物の分析能力の向上と結果の共有のためのプロジェクトなどを支援した。

また、2010年度には補正予算により、アフガニスタンの麻薬対策（テロ対策を含む）

のために875万米ドルを拠出した。これにより、国境管理、刑事司法分野の能力強化、麻薬患者対策などのプロジェクトが実施されている。

3 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用⁹

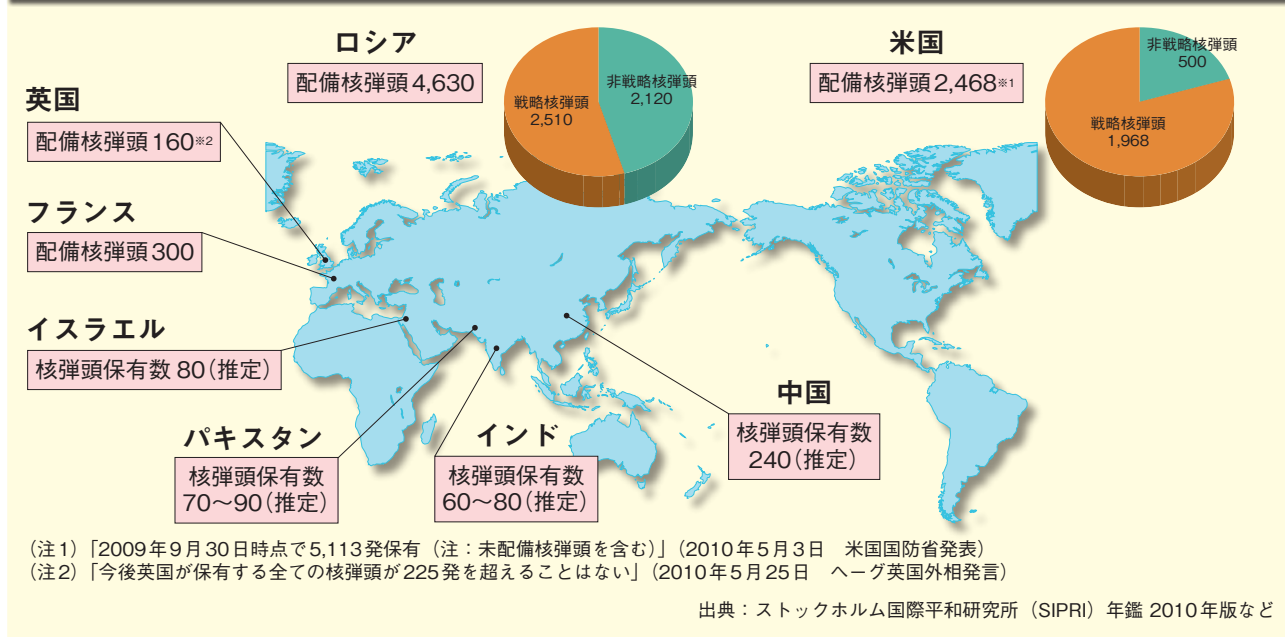
(1) 概観

日本は、自国の安全を確保・維持し、また、日本国憲法にうたわれる平和主義の理念に基づき平和で安全な世界を目指すなどの目的のため、国際社会の責任ある一員として、軍縮・不拡散に取り組んでいる。その対象は、大量破壊兵器（一般に核兵器・生物兵器・化学兵器を指す）・ミサイルとそれ以外の通常兵器並びにそれらの関連物質・技術である。

核兵器に関しては、日本は「核兵器のない世界」の実現に向け主体的な外交努力を行っ

ている。核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）¹⁰を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制は、近年、北朝鮮やイランの核問題、核兵器を用いたテロの危険の増大、原子力の利用の拡大に伴う核物質・資機材などの拡散の潜在的な危険の増大といった、重要な課題に直面している。同体制を維持・強化するべく、日本は2010年5月のNPT運用検討会議における合意形成に継続的に貢献した。さらに、同年9月には日豪共催により核軍縮・不拡散に関する外相会合を開催し、

世界の核弾頭数の状況（2010年）



⁹ より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2011年発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第5版）」（外務省編）を参照。

¹⁰ IAEA（International Atomic Energy Agency）は、1957年に設立され、事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成される年1回開催される総会であり、総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2010年12月現在、151か国が加盟。天野之弥氏が、2009年12月以降事務局長を務めている。

新たに地域横断的なグループを立ち上げるなど、国際社会の取組を主導している。

核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器や化学兵器については、それらの生産・保有などを禁止する生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の強化と普遍化に向けた努力を行っている。

また、通常兵器についても、クラスター弾や対人地雷といった非人道的な兵器の使用を禁止する条約の普遍化や、各国の軍事関連情報の透明性を高めるために様々な努力を行っている。

さらに、日本は唯一の多国間軍縮交渉機関であるジュネーブ軍縮会議（CD）において、新たな条約交渉に向けた議論などに参画するとともに、G8、国連などの様々な枠組みを通じ、軍縮・不拡散の取組を進めている。加えて、日本は大量破壊兵器やその関連物資など

が拡散懸念国やテロ組織に拡散しないよう、供給者側から規制を行うための多国間の枠組み（輸出管理レジーム）や「拡散に対する安全保障構想（PSI¹¹）」に基づく取組の強化に参画している。また、近年は、非国家主体（テロリストなど）への核兵器や核物質の移転の防止など（核セキュリティ）への取組が一層重要となっており、日本は2010年4月の核セキュリティ・サミットにおいて核セキュリティ強化のためのイニシアティブを発表した。

日本は、これら多国間の枠組みを通じた取組に加え、二国間の対話を通じた軍縮・不拡散外交を積極的に行っている。具体的には、様々な国との二国間軍縮・不拡散協議の実施、二国間原子力協定の締結などによる原子力の平和的利用の促進、旧ソ連諸国に対する非核化協力事業の実施など、多岐にわたる活動を推進している。

（2）核軍縮

ア 核兵器不拡散条約（NPT）

2010年5月にニューヨークで開催された2010年NPT運用検討会議では、NPTへの求心力を高め、NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制を強化することが重要な課題となった。会議では個々の争点を巡り、全ての締約国が全会一致で決定することができるか予断を許さない状況が続いたが、NPT体制を支える三本柱（①核軍縮、②核不拡散、③原子力の平和的利用）に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書採

択することができた。行動計画は、全ての締約国が協力してこの三本柱を推進していくための共通の基盤を提供した点で大きな意義があり、各国が今後この行動計画を着実に実施していくことが重要である。日本は、日豪両政府による核軍縮・不拡散についての具体的措置に関する作業文書に加え、軍縮・不拡散教育、国際原子力機関（IAEA）保障措置¹²の強化、原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力に関する作業文書を提出した。日本の提案は、多くの国から幅広い支持を得て、

¹¹ PSI（Proliferation Security Initiative）とは、大量破壊兵器などの拡散阻止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同してとり得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に開始。活動に際しては、特定の事態や対象国を想定はしない。2010年12月現在約100か国が、PSIの活動に参加・協力している。日本は、PSI海上阻止訓練として、2004年10月に相模湾沖及び横須賀港内において「Team Samurai 04」を、2007年10月に伊豆大島沖及び横浜港、横須賀港において「Pacific Shield 07」を、2010年11月に東京においてオペレーション専門家会合（OEG）を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

¹² IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察などの手段により、核物質が平和的目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認活動。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内の全ての核物質について保障措置（包括的保障措置）を受け入れることが求められている。



核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の開会式（5月3日、米国・ニューヨーク）写真提供：UN Photo / Eskinder Debebe）

広く最終文書に反映されるなど、会議の成功に貢献することができた。

イ 日豪共催核軍縮・不拡散に関する外相会合

2010年5月のNPT運用検討会議の成果を踏まえ、国際的な議論を主導するため、日本とオーストラリアは、9月22日に核軍縮・不拡散に関する外相会合を開催し、志を共有し、かつ、立場の近い国々と共に、地域横断的なグループを形成した。会議には、カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦が参加し、成果文書としてNPT運用検討会議での合意事項の着実な実施に貢献し、「核リスクの低い世界」に向けた現実的取組を進める決意を表明する外相共同声明を発表した。

ウ 包括的核実験禁止条約（CTBT）¹³

2010年9月、ニューヨークで開催された第5回CTBTフレンズ外相会合には72か国が参加した。日本からは前原外務大臣が出席し、全ての発効要件国の政治的指導者が早期署名・批准に向けたリーダーシップを発揮する



包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合で演説する前原外務大臣（左）（9月23日、米国・ニューヨーク）

よう呼びかけた。

エ ジュネーブ軍縮会議（CD）

CDでは、2009年5月に兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約：FMCT）¹⁴交渉開始を含む作業計画を決定したものの、この計画に対するパキスタンの修正要求により、現在も実質的な交渉や議論を行うことができない状況が続いている。2010年9月には、CDの活動を再活性化させるために、国連事務総長主催のCDハイレベル会合が開催され、国連においてもフォローアップを行っていく議長総括が発表された。日本は、核保有国による核兵器の生産を制限し、新たな核保有国の出現を防ぐカットオフ条約を重視し、日豪共催核軍縮・不拡散に関する外相会合なども活用し、即時交渉開始に向けた議論を主導すべく努力している。

オ 米露核軍縮交渉

世界に存在する核兵器のうち、圧倒的な数は米露両国が保有している。戦略兵器削減条約（START）交渉は、冷戦期に増大した米

¹³ 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されたが、2010年12月現在、条約の発効のために批准が必要な国（発効要件国）全44か国のうち、中国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国が未批准、インド、北朝鮮、パキスタンが未署名のために、未発効となっている。

¹⁴ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想。

露両国の戦略核戦力を初めて削減したプロセスであった。検証・査察を規定した第一次戦略兵器削減条約（START I）は2009年12月に失効したが、両国の間で、START Iの後継条約（新START条約）についての交渉が行われてきた。

新START条約は、弾頭の上限数を1,550発、核戦力の三本柱と呼ばれる大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、重爆撃機といった運搬手段の上限数を、合計で700基（機）とすることなどを規定している。2010年4月8日、プラハにおいて米露両国大統領によって署名され、両国議会による同条約締結の承認を経て、2011年2月、両国外相による批准書の交換をもって発効した。

カ その他の多国間での取組

2010年6月に行われたG8ムスコカ・サミット（於：カナダ）では、5月に行われたNPT運用検討会議の結果を歓迎し、核兵器のない世界に向けた状況を作ることなどを約束した成果文書が発表された。また、同年12月には、日本が1994年から毎年国連総会に提出している核軍縮決議案が、過去最多の90か国の共同提案国を集め、賛成173、反対1（北朝鮮）、棄権11の圧倒的支持（過去最多の賛成国数）で採択された。

キ その他の二国間での取組

（ア）日独外相共同投稿

核軍縮・不拡散に関する岡田外務大臣と



ロシア退役原子力潜水艦解体協業完了行事に出席する西村外務大臣政務官（右から2番目）（3月20日、ロシア・ウラジオストク）



退役原子力潜水艦（ロシア）

ヴェスターヴェレ・ドイツ外相による共同投稿が、2010年5月5日に朝日新聞、9月4日に米国ウォール・ストリート・ジャーナル（WSJ）紙に2回にわたって掲載された。

（イ）旧ソ連諸国に対する非核化協力

核軍縮・不拡散及び環境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じ、ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連事業を実施している¹⁵。また、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間でそれぞれ設立した非核化協力委員会を通じ、核セキュリティ強化事業などに対する協力を進めている¹⁶。

15 退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」は、2002年6月のG8カナナスキス・サミット（於：カナダ）において合意され、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的とする「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されたもので、2009年12月までに計6隻を解体して完了した。2010年8月からは、解体した原子力潜水艦の原子炉区画を安全に保管する施設の建設に対する協力を実施している。

16 2010年7月、日・ベラルーシ非核化協力委員会を通じ、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システムの強化に対する協力を開始した。また、ウクライナ及びカザフスタンとの間でも、それぞれ核物質防護システム強化のための協力事業の実施を決定しており、着工に向けて具体的に協議を行っている。

(3) 不拡散

ア 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画の保有を認め、これを契機に核問題が再び深刻化し¹⁷、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルが発射され、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺^{ヨンピョン}の3つの核施設(5MW(メガワット)実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設)の無能力化作業への着手及び核計画に関する申告がなされたが、北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表し、6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨を宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済み核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表するなど、強硬姿勢を強めている。また、2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使とヘッカー・スタンフォード大学教授(元ロスアラモス研究所長)が寧辺を訪問した際、北朝鮮が実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告さ

れている。日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き米韓を含む関係国と緊密に連携していく考えである。

また、IAEAに無申告のウラン濃縮関連活動が2002年に発覚したイランの核問題は、国際的な核不拡散体制への重大な挑戦であり、2003年以降、当該活動の停止などを求めるIAEA理事会決議¹⁸及び国連安保理決議¹⁹がそれぞれ採択されてきた。イランは未解決の問題に関し、IAEAと協議することや、更なる情報提供、更にはIAEAの懸念を払拭するために必要な人や場所へのアクセスを提供していない。さらに、2009年9月には、新たなウラン濃縮施設が建設中であることが明らかになり、2010年2月には、自国でのテヘラン研究用原子炉(TRR)用燃料生産を目的として約20%のウラン濃縮を開始するなど、イランは依然として国連安保理決議に反してウラン濃縮関連活動を継続・拡大している。このような動きに対し、2009年11月に、IAEA理事会は、2006年2月以来となる決議を採択し、IAEAへの完全な協力や、未申告の核関連施設の建設を行っていないことをIAEAに保証することを求めた。また、2010

¹⁷ 2003年1月には、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、その後、北朝鮮は、1994年10月に米朝間で署名された「合意された枠組み」の下で凍結していた5メガワットの実験炉を再稼働させ、使用済み核燃料棒の再処理を再開した。

¹⁸ 2003年9月のIAEA理事会決議や10月のEU3(英国、フランス、ドイツ)とのテヘラン合意を受け、イランは濃縮関連活動の停止の約束の他、保障措置に関する是正措置やIAEA追加議定書の署名など一時的には前向きな対応を見せたものの、活動を継続した。また、2004年11月のEU3とのパリ合意により同活動を停止したものの、2005年8月には再開している。これを受け、2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議を採択し、これ以降、イランの核問題は安保理でも協議されるようになった。

¹⁹ 国連安保理決議第1696号(2006年7月31日採択)、決議第1737号(2006年12月23日採択)、決議第1747号(2007年3月24日採択)、決議第1803号(2008年3月3日採択)、決議第1835号(2008年9月27日採択)、及び決議第1929号(2010年6月9日採択)を指す。決議第1696、1737、1747、1803号は、国連憲章第7章下で、イランに対し、全ての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止、未解決の問題の解決などのため、IAEAに対するアクセス及び協力を提供することを義務付け、また、追加議定書の迅速な批准を要請しており、決議第1835号は、イランに対しこれら4本の決議の義務を遅滞なく遵守するよう求めている。また、決議第1737、1747、1803号は、核関連物資の対イラン禁輸やイランの核・ミサイル関連個人・団体の資産凍結などの憲章第7章第41条下のイランに対する制裁措置を含んでおり、決議第1929号は、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の拡大、弾道ミサイル開発の規制、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査などの包括的な制裁措置を含んでいる。

年6月には国連安保理決議第1929号が採択され、イランに対する制裁措置が強化された。なお、TRR用燃料の供給については、2009年10月にイランとEU3+3（英国、フランス、ドイツ、米国、ロシア、中国）の協議を踏まえ、IAEAが、低濃縮ウランをイランからロシアに移送しロシアで再濃縮した後にフランスで燃料に加工してイランへ引き渡すとの提案を行い、米仏露が同意したが、同年11月、イランは同国内で低濃縮ウランと核燃料の同時交換を主張した。2010年5月に、イラン、トルコ、ブラジルが国外移送について合意（テヘラン合意）したものの、同年12月に至

るまで、本件交渉に関する進展は見られない。日本は、関係国と緊密に連携しつつ、イランとの独自の関係に基づく働きかけを継続し、核問題の平和的・外交的解決に向け努力していく考えである（詳細については第2章第6節3イランを参照）。

シリアによるIAEA保障措置²⁰の履行に関する問題も、2008年11月以降、IAEA理事会において取上げられている。

1 大量破壊兵器などの拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化のために様々な外交努力を行っている。IAEAは、原子力の

大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器（関連物質などを含む）の軍縮・不拡散体制の概要

		大量破壊兵器			大量破壊兵器の運搬手段(ミサイル)	通常兵器 (小型武器、対人地雷を含む)	
		核兵器	生物兵器	化学兵器		特定通常兵器 使用禁止・制限条約(CCW) (114)	国連小型武器 行動計画 (PoA)※ 2001年7月採択
軍縮・不拡散のための条約等		核兵器不拡散条約(NPT)(★)(190) 1970年3月発効	生物兵器禁止条約(BWC)(163) 1975年3月発効	化学兵器禁止条約(CWC)(★)(188) 1997年4月発効	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)※(131) 2002年11月採択	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)(114) 1983年12月発効	国連小型武器行動計画(PoA)※ 2001年7月採択
		IAEA包括的保障措置協定(NPT第3条に基づく義務)(★)(168) 1971年2月モデル協定採択				対人地雷禁止条約(156) 1999年3月発効	トレーニングに関する国際文書※
		IAEA追加議定書(★)(104) 1997年5月モデル議定書採択				クラスター弾に関する条約 2010年8月発効	
輸出管理体制		包括的核実験禁止条約(★)(未発効)(CTBT) 1996年9月採択 (批准国数:151、発効要件国44か国中35か国が批准)					
		原子力供給国グループ(NSG)(46) 原子力専用品・技術及び関連汎用品・技術 1978年1月設立	オーストラリア・グループ(AG)(40) 生物・化学兵器及び関連汎用品・技術 1985年6月設立		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)(34) ミサイル本体及び関連汎用品・技術 1987年4月設立	ワッセナー・アレンジメント(WA)(40) 通常兵器及び関連汎用品・技術 1996年7月設立	
新しい不拡散		ザンガー委員会(37)原子力専用品 1974年8月設立					
		拡散に対する安全保障構想(PSI) 2003年5月31日立ち上げ					

(注1) 図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの。
 (注2) ()内の数字は2010年12月現在の締結・批准・加盟国数。
 (注3) 通常兵器に関しては、この他に移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。
 (注4) ※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

20 注2参照。

平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止を目的とする国際機関であり、日本はIAEA指定理事国²¹としてその活動に人的・財政的貢献を行っている。IAEAの保障措置は、核物質などが軍事的目的に資するような方法で利用されないことを確保するための検認制度であり、また、国際的な核不拡散体制の中核的な措置である。日本はより多くの国が追加議定書²²を締結するよう様々な協議の場で各国に働きかけるとともに、IAEAと協力し、追加議定書締結支援のためのIAEA主催地域セミナーへの人的・財政的支援を含め、IAEAの取組を支援してきている。

輸出管理レジームは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、かつ、不拡散を支持する国々による輸出管理の協調のための枠組みである。核兵器、生物・化学兵器、ミサイル²³、通常兵器のそれぞれに関する多国

間の輸出管理レジームが存在し、日本はこれら全てに参加・貢献している。

この他、日本は、「拡散に対する安全保障構想（PSI）」の取組を重視している他、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指し、アジア諸国を中心に働きかけを行っており、2003年度からアジア不拡散協議（ASTOP）²⁴を、また、1993年度からアジア輸出管理セミナー²⁵をそれぞれ開催するなど、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めている。また、日本は国際科学技術センター（ISTC）を通じて、ロシアなど旧ソ連諸国で大量破壊兵器やその運搬手段の研究開発に関与していた科学者などを平和目的の研究に従事させることにより、科学技術協力の側面から大量破壊兵器に関する知識・技能の拡散防止に貢献している。

（4）原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性から、発電過程で温室効果ガスを排出しない原子力発電が再評価されており、その拡充及び新規導入を計画する国が増加している（「原子力ルネサンス」）。IAEAによれば、60か国以上が原子力発電の新規導入に関心を示している。一方、原子力発電に利用される技術や機材、核

物質は軍事転用が可能であることや、一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得ることから、核拡散、原子力事故及び核テロリズムといった危険への対応が国際社会の大きな課題となっている。

日本は、原子力の平和的利用において、①核不拡散、②原子力安全、③核セキュリティの「3S」²⁶の確保が不可欠との立場に立ち、二国間、多国間の枠組みを通じて、「3S」を国際社会の

21 IAEA理事会で指定される13か国。日本を始めG8などの原子力先進国が指定されている。

22 包括的保障措置協定に追加して各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど、検認活動が強化される。2010年12月現在、104か国が締結。

23 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制の他にも、その開発・配備の自制などを原則とする弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）があり、日本はこれにも参加している。

24 ASTOP（Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation）とは、日本の他、ASEAN10か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが参加し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う日本主催の多国間協議。最近では2010年1月に開催された。

25 アジア諸国政府の輸出管理担当者、民間企業、研究者などを日本に招へいし、日本を始めとする輸出管理先進国の取組を紹介するとともに、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。最近では2011年2月に開催し、28か国・地域が参加した。

26 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字をとって「3S」と称されている。

共通認識とするための外交を展開している。

「3S」のうち、特に核セキュリティ（いわゆる核テロ対策）は、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降国際的な関心が高まっており、様々な取組が行われている。2010年4月には、オバマ米国大統領の提唱により、核セキュリティをテーマにした初めての首脳会議（核セキュリティ・サミット）が米国で開催された。核セキュリティ・サミットには、日本を含む47か国及び3国際機関（国連、IAEA及び欧州連合（EU））の首脳などが参加し、4年以内に全ての脆弱な核物質の管理を徹底するとの目標を共有するとともに、核セキュリティ強化のために具体的な措置を取っていくことで一致した。日本からは鳩山総理大臣が参加し、国際的な核セキュリティ強化に貢献するため、以下の4つのイニシアティブを発表した。

- ①核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの日本における設立
- ②核物質の検知・測定及び核鑑識に関する研究開発
- ③IAEA核セキュリティ事業への一層の財政的・人的貢献
- ④世界核セキュリティ協会会合の日本における開催

1 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、核物質、



日韓原子力協定署名式での前原外務大臣（右）と権哲賢駐日韓国大使（12月20日、東京）

原子炉などの主要な原子力関連資機材及び技術に移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取付けるために締結するものである。多くの国が原子力発電の分野で高い技術を有する日本と原子力協定の締結を希望している。

2010年には、以前から交渉中だったカザフスタン、アラブ首長国連邦及び韓国に加え、ヨルダン、インド、南アフリカ及びベトナムとの間で原子力協定の締結交渉を開始し、カザフスタン（3月）、ヨルダン（9月）及び韓国（12月）との間で原子力協定に署名した。また、2011年1月には、ベトナムとの間で原子力協定に署名した。

なお、日本は、2009年までに米国、英国、カナダ、オーストラリア、中国、フランス及び欧州原子力共同体（EURATOM）と原子力協定を締結しており、ロシアとも署名を行っている。

(5) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器禁止条約 (BWC)²⁷

BWCは、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みであるが、条約遵守の検証手段に関する規定はない。検証手段の導入については、生物剤や毒素への実効的な検証が極めて困難であるとの議論があり、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年の第6回運用検討会議において、条約の強化のために、次回運用検討会議(2011年)までの年次会合プロセスが決定され、2010年は、8月の専門家会合及び12月の締約国会合で、「生物・毒素兵器の使用疑惑に際した、締約国による要請に基づく、疾病サーベイランス・検知・診断及び公衆保健システムの国内能力向上を含む支援の提供と関係機関との調整」について議論された。日本は、専門家会合において作業文書の提出や専門家による発表を行った他、締約国会合において「JACKSNNZ」²⁸を代表して共同作業文書を提出し、議論の活性化に貢献した。

イ 化学兵器禁止条約 (CWC)

CWC²⁹は、化学兵器の生産・保有・使用な

どを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を検証制度(申告と査察)によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する条約としては画期的な条約である。CWCの実施機関として化学兵器禁止機関(OPCW)が設置されている。

CWCの目的である化学兵器のない世界を実現する上で、普遍化促進及び国内実施措置強化は不可欠であり、日本はこれらの課題に対して積極的に取り組んでいる。7月にはOPCWが開催したCWCと化学の安全管理に関するセミナーに専門家を派遣した他、OPCWのプログラムの下で、日本の化学産業の事業所において、アジア地域の開発途上国政府関係者などの研修を行った。2010年12月にはウズムジュOPCW事務局長が訪日し、OPCWが直面する様々な課題について日本とOPCWが緊密に連携し、取り組んでいくことを確認した。また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化した化学兵器と同様に廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

(6) 通常兵器

ア クラスタースタール³⁰

クラスタースタールの使用、所持、製造などを禁止する「クラスタースタールに関する条約」が2010年8月に発効し(日本は2009年7月に締

結)、11月にはラオスで第一回締約国会議が開催され、「ビエンチャン行動計画」などが採択された。一方、特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)の枠組みでも、引き続き

²⁷ 1975年3月発効。締約国数は163か国(2010年12月現在)。

²⁸ JACKSNNZ: 日本、オーストラリア、カナダ、韓国、スイス、ノルウェー、ニュージーランドの頭文字を略したもの。非EU西側諸国による非公式グループ。

²⁹ 1997年4月発効。締約国数は188か国(2010年12月現在)。

³⁰ 一般的に、航空機などから投下、発射される容器の中に複数の子弾を内蔵した弾薬のこと。不発弾が多いことが問題とされ、不発弾による民間人の被害が問題となっている。

クラスター弾の規制について議定書交渉が行われている。日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施してきた。今後もこのような支援を実施していくとともに、主要生産国・保有国に「クラスター弾に関する条約」への参加を働きかけていく考えである。

イ 小型武器

国際社会に過剰に存在する小型武器が、合法的な武器の取引、紛争の長期化や激化、治安回復の遅れなどの問題の一因となっている。日本は、国連小型武器決議の作成を始め、国連の取組に貢献するとともに、武器回収、廃棄、啓発活動などの小型武器対策プロジェクトを支援している。国連小型武器行動計画のプロセスにおいて、2010年には隔年会合が開催された。今後は、2011年に政府専門家会合が、2012年に履行検討会議が開催される予定である。

ウ 対人地雷

日本は、実効的な対人地雷禁止と、被害国への地雷対策支援の双方を強化する包括的な取組を推進しており、アジア太平洋地域各国への対人地雷禁止条約（オタワ条約）³¹加入の働きかけに加え、1998年以降、40か国以上に約442億円の地雷対策支援を実施している。2009年11月から12月にかけて、オタワ条約の閣僚級会議（於：コロンビア）が開催され、「カルタヘナ宣言」が採択された他、日本製の地雷除去機の展示やシンポジウムの開催により、産・官・学一体となった日本の貢献を示した。



地雷除去の様子（写真提供：山梨日立建機）

エ 武器貿易条約（ATT）構想

武器の輸出、輸入及び移譲を管理し、「責任ある」武器貿易を確保するための武器貿易条約（ATT: Arms Trade Treaty）の作成に向けた動きが国連の枠組みの中で本格化している。2010年には、2012年に開催予定のATTに関する国連会議の準備委員会が国連本部において開催され、条約の構成要素、原則及び目標に関する議長ペーパー並びに①条約の対象範囲、②移譲基準、③実施メカニズムの3つの要素についての議論を取りまとめたサマリーが作成された。2011年も引き続き準備委員会で議論が行われる。

オ 国連軍事支出報告制度³²

自国の軍事支出額を国連に報告することにより、透明性向上、信頼醸成に貢献する本件制度の運用状況、報告様式、今後の発展について検討する政府専門家会合が開催された。2011年に更に2回会合を行い報告書を取りまとめる予定である。

31 対人地雷の使用・生産などを禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2010年12月現在の締約国数は、日本を含め156か国。

32 1980年の国連総会決議35/142Bにより設立され、特定の国について当該国政府が公表した報告情報の蓄積により軍事費増減の動向を推定することが可能となり、透明性向上、信頼醸成に貢献する制度。報告対象は①人件費やメンテナンス費用などの運営費用、②調達及び建設費用、③研究開発費用であり、各項目の内訳も報告される。

4 国際社会の安定に向けた取組

(1) 国際連合（国連）

ア 概観

2010年9月に開会した第65回国連総会には、菅総理大臣及び就任直後の前原外務大臣が出席した。菅総理大臣は一般討論演説において、国際社会が直面する課題を解決するために、「最小不幸社会」の理念を踏まえ、「開発途上国支援」、「地球環境」、「核軍縮・不拡散」、「平和維持・平和構築」の4分野において具体的な貢献を行う意思がある旨表明した。また、菅総理大臣は、実効的かつ効果的な国連の実現が必要である旨述べ、安全保障理事会が実効性を備えた機関であるためには、今日の国際社会を反映した、正統性を持つものでなければならず、改革が不可欠であるとの考えを示し、常任理事国として一層の責任を果たしたいとの決意を表明した。菅総理大臣は、一般討論演説を行った他、国際の平和と安全の維持における安保理の効果的役割に関する安保理首脳会合、ミレニアム開発目標(MDGs)国連首脳会合及び小島嶼国開発ハイレベル会合開会式においても演説し、さらに、ダイス第65回国連総会議長、潘基文国連事務総長、ラフモン・タジキスタン大統領、バトボルド・モンゴル首相などと会談を行った。前原外務大臣は、MDGs国連首脳会合ラウンド・テーブル、生物多様性ハイレベル会合、核軍縮・不拡散に関する外相会合、ソマリア・ハイレベル会合、安保理改革に関するG4外相会合、気候変動に関する閣僚級会合、G8外相会合などに参加した他、潘基文国連事務総長、クリントン米国国務長官、アシュトンEU外務・安全保障政策上級代表、ヘーグ英国外相などと会談を行った。



第65回国連総会出席時の菅総理大臣（左）と潘基文国連事務総長（9月24日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

日本は、2009年1月から2年間の任期で安保理非常任理事国を務め、北朝鮮情勢、アフガニスタン情勢、イランの核問題など、国際の平和と安全の維持に関わる議論に力を発揮してきた。2010年4月には、日本が安保理議長国として、岡田外務大臣が議長を務め、「紛争後の平和構築」に関する安保理公開討論を開催し、安保理理事国の他、29の国・機関の参加を得て、平和構築戦略に関する包括的な議論を主導した。このように、日本は安保理理事国として、安保理における議論に積極的に参加してきており、今後も常任理事国を目指す国としてふさわしい役割を果たすことを通じ、安保理改革及び日本の常任理事国入りの早期実現に向けた機運をより一層高めていく考えである。

国連からの要人の来日については、8月に、潘基文国連事務総長が外務省賓客として来日し、菅総理大臣、岡田外務大臣との会談など

を行った他、歴代の国連事務総長としては初めて、広島での平和記念式典への出席及び長崎訪問を行い、核兵器のない世界に向けた力強いメッセージを発信するとともに、地球規模の課題の解決に向けた日本と国連の協力関係を確認した。また、10月にはダイス第65回国連総会議長が同じく外務省賓客として来日し、菅総理大臣への表敬、前原外務大臣との会談などを行った他、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に出席した。また、広島では、広島及び長崎の「非核特使」との対話を行った。

1 安全保障理事会（安保理）、安保理改革

（ア）安全保障理事会

安保理による国際の平和と安全の維持のための活動は、特に冷戦の終結以降、①PKOの設立、②多国籍軍の承認、③テロ対策、不拡散に関する措置の促進、④制裁措置の決定など多岐にわたっている。安保理決議に基づくPKOや多国籍軍の活動（ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタンなど）は多様性を増しており、その他にも大量破壊兵器の拡散、テロなどの新たな脅威への対処など、国際社会における平和と安全の確保のため、安保理が果たす役割は拡大している。

日本は、2008年10月に行われた安保理非常任理事国選挙において、加盟国中最多となる10回目の当選を果たし、2009年1月から2010年12月までの2年間、安保理非常任理事国を務めた。

（イ）安保理改革

安保理の構成は、その役割の拡大にもかかわらず、国連発足後65年がたつ現在も、基本的には変化していない。このような状況の中、国際社会では、安保理の「代表性改善」と

「実効性向上」の二つの側面から、その構成を早期に改革すべきとの認識が共有されている。

日本は、常任・非常任議席双方の拡大を通じた安保理改革の早期実現と、日本の常任理事国入りを国連外交の最も重要な課題の一つと位置付け、①安保理理事国の構成を、今日の国際社会をより正確に反映し、国際社会を代表するにふさわしいものに改めること、また、②国際の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常任理事国となり、常に安保理の意思決定に参加することが必要であるとの立場を主張している。

日本はこれまでも平和の定着や国づくり、人間の安全保障、軍縮・不拡散などの様々な分野において国際社会への貢献を行ってきている。また、財政面における国連への貢献も世界第2位と極めて大きい。日本が常任理事国となることにより、安保理への信頼が向上し、国際社会の安定が増進されるとともに、日本が主要な国際問題に関する意思決定過程に深く、恒常的に関わるのが可能となり、日本の国益をより一層効果的に確保することができる。

① G4外相会合

2010年9月24日、前原外務大臣は、安保理改革の早期実現のための政治的機運を高めることをねらいとして、安保理改革に関するG4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）外相会合を開催し、同会合の議長を務めた。各国の大臣は、安保理が国際社会における正統性と実効性を引き続き維持するためには、①早期の安保理改革が不可欠であること、そのためには②G4の結束が重要であること、また、③2011年9月までの第65回国連総会会期中に安保理改革についての具体的な成果を出すべく協力していくことで一致した。

②国連における動き

2010年9月の国連総会一般討論演説において、約100か国の首脳・外相などが安保理改革の必要性について発言を行った。国連総会非公式本会議においては2009年2月から安保理改革に関する政府間交渉が開始されており、第64回国連総会会期（～2010年9月）までに、合計5ラウンドにわたり、国連加盟国間で議論が行われた。2010年5月、各国の見解を統合した文書を議長が提示し、交渉は新たな段階を迎えた。2010年9月からの第65回国連総会会期においても、同様の政府間交渉の第6ラウンドが開始され、改革の実現に向け、引き続き議論が行われている。

ウ 国連行財政

(ア) 国連予算

国連の活動を支える予算は、各国に義務的に割り当てられる分担金（通常予算、PKO予算並びに旧ユーゴスラビア及びルワンダ国際刑事裁判所予算）と各国が政策的に拠出する任意拠出金から構成されている。2010/2011年度の国連通常予算³³は、安全・保安に関する予算や特別政治ミッションに関わる経費増が承認された結果、2か年で約51.6億米ドル（前年度比約6%増）となり、過去最大規模となった。また、PKO予算については、2010/2011年度（7月～翌年6月の単年予算）は、約72.4億米ドル（前年度比約6%減）となったが、年間ベースで通常予算の約3倍の規模で推移している。

日本は、厳しい財政事情の中、2010年国連通常予算分担金は約2.7億米ドル、2009年国連PKO予算分担金は約9.5億米ドルと、加

盟國中2番目の財政貢献を行っており、主要財政負担国として、国連が限られた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行っている。

(イ) 当面の課題

2009年12月に決定した2010/2012年の国連通常予算分担率には、各国の経済規模の変化が反映され、日本の分担率は従来から約4ポイント減少し、12.530%となったが、日本は、引き続き加盟國中第2位の分担率を維持している。国際機関への財政貢献は、国際社会における日本の存在感と信頼を高め、日本自身の安全と繁栄の確保につながるものである。また、日本としては、国連通常予算分担率は支払能力の原則に基づき、新興国の経済成長などの世界経済の発展に応じた、より適切なものとなることが重要と考えている。

エ 国際機関で働く日本人

地球規模の課題への対応が国際社会にとってますます重要になっている中で、国際機関は重要な役割を果たしており、国連などの国際機関で働く職員の任務と責任も重要なものになっている。日本としては、国際機関において、人的資源の面で積極的な貢献を行っていくことが重要であると考えており、国際機関における日本人職員を増強するために取り組んでいる。

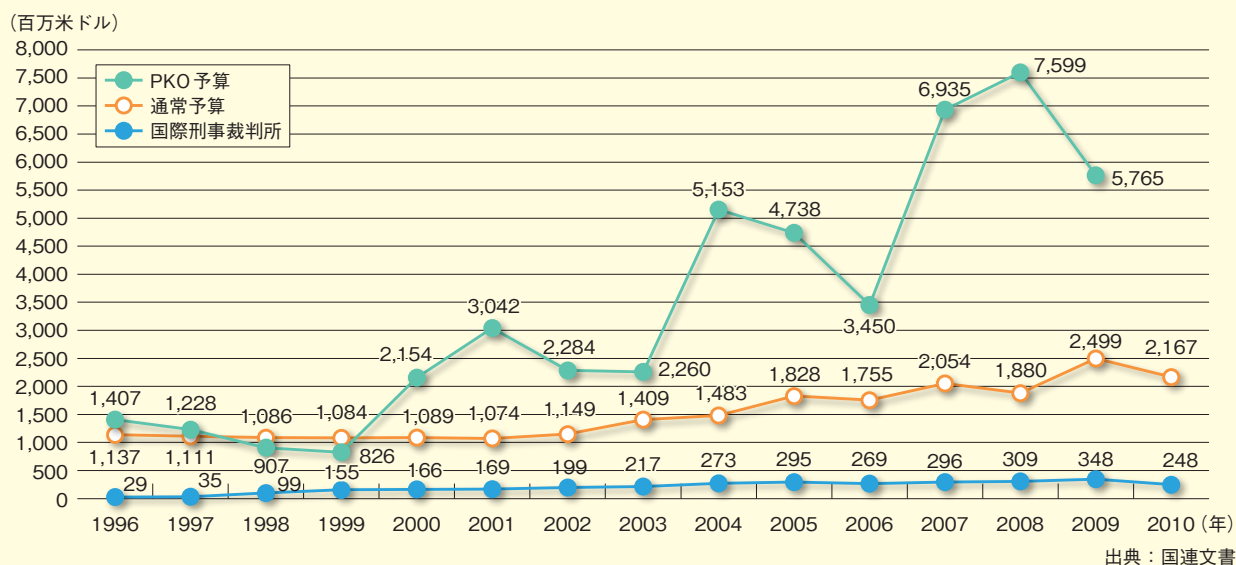
具体的には、国際機関で働くことを志望する者を政府の経費負担で、国際機関に派遣するJPO（Junior Professional Officer）派遣制度³⁴の実施、国際機関による採用ミッションの招致、国連職員採用競争試験³⁵の日本での

³³ 国連の会計年度は偶数年の1月から翌奇数年の12月までの2年間。

³⁴ 国際機関で働くことを志望する者を、政府の経費負担で国際機関に派遣し、職務経験を積むことにより正規職員への道を開くことを目的とした制度で、世界25か国が実施している（2010年12月現在）。日本のJPOとして、2010年12月現在76名が国際機関に派遣されている。

³⁵ 国連事務局が実施する若手職員採用のための試験。この試験の合格者は、各地の国連事務局で正規職員として勤務することになる。

国連通常予算分担金の推移（支出純額）



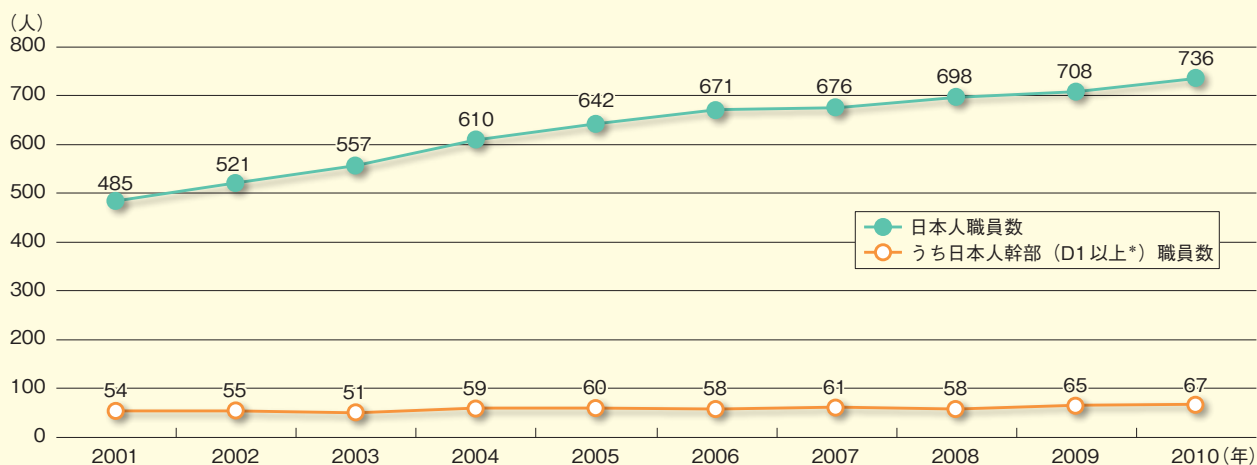
2010年国連通常予算分担率

順位	国名	分担率 (%)
1	米国	22.000
2	日本	12.530
3	ドイツ	8.018
4	英国	6.604
5	フランス	6.123
6	イタリア	4.999
7	カナダ	3.207
8	中国	3.189
9	スペイン	3.177
10	メキシコ	2.356

2010年PKO 予算分担率

順位	国名	分担率 (%)
1	米国	27.1743
2	日本	12.5300
3	英国	8.1572
4	ドイツ	8.0180
5	フランス	7.5631
6	イタリア	4.9990
7	中国	3.9390
8	カナダ	3.2070
9	スペイン	3.1770
10	韓国	2.2600

国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移（専門職以上）



*国連における職員のレベル。D1以上が幹部職員レベルであり、USG、ASG、D2、D1に分かれている。

各年1月現在（外務省調べ）

実施、日本人職員の採用・昇進のための国際機関への働きかけなどを行っている。こうした取組の結果、国連関係機関の日本人職員（専門職）は736名（2010年）となり、2001年の485名から約5割増加している。また、選挙で選出された国際機関の長³⁶などを始めとする幹部職員の数は、2001年の54名から67名と約2割増加している（図表「国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移（専門職以上）」参照）。これら日本人職員は、国際機

関本部に加え、イラク周辺やアフガニスタンなどの紛争地域、日本を含むアジアやアフリカなどの国々で、様々な分野において活躍している³⁷。なお、国連の派遣するPKOミッションや政治ミッションにおける日本人職員（専門職）は31名（2010年9月末時点）である。外務省は、人材発掘や国際機関への働きかけなどを通じ、日本人職員の増強に取り組んでいくこととしている。

（2）国際社会における「法の支配」

ア「法の支配」の確立に向けた取組

国際社会における「法の支配」の第一の側面である国際ルールの形成においては、日本として、その構想段階から積極的に参画し、日本の理念や主張を反映させていくことが重要である。日本は、国連国際法委員会（ILC）及び国連第6委員会における国際法の法典化作業、ハーグ国際私法会議（HCCH）などにおける国際私法分野の条約作成作業といった、各種の国際的枠組みにおけるルール形成に積極的に参加している。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）や欧州評議会における国際公法法律顧問委員会（CAHDI）といった地域の国際法フォーラムにも貢献している。

このようにして形成された国際ルールを実施し、紛争を国際法に基づき平和的に解決することが、「法の支配」の第二の側面を構成している。日本が締結した国際約束を適切に実施することは、日本外交の継続性と一貫性を維持し、日本外交に対する信頼感を高める

重要な意義を有する。また、日本は、国際法に基づく紛争の解決を重視し、国際裁判所に対しては、国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）及び国際海洋法裁判所（ITLOS）に裁判官を輩出するなど、人材面を含む支援を通じて、その実効性と普遍性の向上に努めている。

さらに、日本は、アジア諸国を中心とした諸国への法制度整備支援のように「法の支配」に関する国際協力に積極的に取り組んでいる。これらの支援を通じて人間の安全保障（第3章第2節1「日本の国際協力」参照）の強化にも貢献している。

イ 刑事分野における取組

日本は、国際社会の関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪など）を犯した個人を、国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷であるICCに対し、2007年10月の加盟以来、様々な貢献を行っている。日本はICCの最大の財政貢献国であり、尾崎

³⁶ 国際機関加盟国による選挙で選出された日本人の国際機関の長としては、天野IAEA事務局長及び田中伸男IEA事務局長などがある（2010年12月現在）。

³⁷ 日本国内にも多くの国際機関が駐日事務所を有している。詳細は外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/kokusai/index.html>）を参照。

久仁子判事を始め、人材面でも貢献している。

5月から6月に開催されたICCローマ規程検討会議では、第二次世界大戦以降長らく議論されてきた侵略犯罪の法典化が達成された。この会議においては、国家の侵略行為の存在を認定する国連安保理の権限と、個人の侵略犯罪に関するICCの管轄権行使との関係を始め、議論が政治的意見の対立に流される場面も多かったが、日本としてはICCローマ規程の厳格な法的解釈の必要性を主張し、法的論点を整理した上で解決策を提示するよう努めた。この会議で採択された改正規定におけるICCが管轄権を行使するための条件は、各国の意見の相違も反映し、極めて複雑で他に例を見ない特殊な規定となっている。なお、侵略犯罪をめぐるICCが実際に侵略犯罪に関して管轄権を行使するようになるのは早くとも2017年以降とされている。

また、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備に積極的に取り組んでいる。必要な証拠の提供などを一層確実に行えるようにするとともに、刑事事件の捜査及び手続の効率化及び迅速化を可能とする刑事共助条約（協定）の締結は、そうした取組の一例である。最近では、EUとの間で2011年1月2日に、ロシアとの間で2月11日に条約（協定）が発効した。

ウ 日本の外交・安全保障の基盤の枠組みの構築

日本の外交・安全保障の基盤を強化するためには、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。こうした観点から、現在、在日米軍駐留経費負担に係る新たな特別協定締結のための作業を進めている（2011年1月21日に署名）。また、東アジア

の安全保障環境を整備する観点から、重要課題である日朝国交正常化や日露平和条約の締結などに向けた交渉に引き続き取り組んでいる。テロとの闘いも、日本の平和と安全の確保に当たって重要な課題である。日本は、テロに対して断固とした姿勢をとってきており、テロを防止・根絶するための国際的な枠組みの構築に取り組んでいる。その一環として、2010年9月に採択された国際民間航空不法行為防止条約（北京条約）及び航空機不法奪取防止条約追加議定書（北京議定書）に関する交渉に参画した。

エ 海洋を巡る諸問題

海洋国家である日本にとって、正当な海洋権益の確保は国の根幹に関わる問題であり、国連海洋法条約を始めとする海洋の国際法秩序の発展が日本の国益を守っていく上でも重要である。このような立場から、日本は国際海洋法裁判所（ITLOS）の役割を重視しており、裁判官の輩出（現在は柳井俊二判事）や財政面での貢献を通じて同裁判所の活動を支えている。

日本は、中国との間で排他的経済水域（EEZ）・大陸棚の境界が未画定である東シナ海において、資源開発についての協力に関する国際約束の締結に向けて中国側に働きかけている。また、韓国との間でも、EEZの境界画定交渉及び海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉を継続しており、これらの問題について、一貫して国連海洋法条約を始めとする国際法にのっとった解決を目指している。

オ 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化及び人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整

備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2010年には、各国・地域との間で租税条約、社会保障協定、航空協定などを締結した他、インド及びペルーとの間で経済連携協定（EPA）の締結交渉が実質合意に至った。多国間の枠組みにおいても、再生可能エネルギーの利用促進、関連産業の国際競争力強化などの観点から、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章を締結し、同機関の加盟国となった。

国民生活に大きな影響を及ぼす環境、人権などの分野においては、国際社会全体にとっ

て有益な国際ルールの形成が求められており、日本の立場が反映されるよう交渉への積極的な参画が求められる。2010年には、生物多様性条約第10回締約国会議（於：名古屋）において日本は議長国として交渉を主導し、遺伝資源へのアクセス及び公正かつ衡平な利益配分（ABS）に関する名古屋議定書などが採択されるに至った他、気候変動に関する2013年以降の枠組みに係る交渉においても、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある包括的な国際的枠組みの構築に向けて努力している。

(3) 人権

ア 国連における取組

(ア) 国連人権理事会（HRC）

人権理事会は、国連の人権問題に対する対処能力の強化を目的に、2006年の国連総会決議により、従来の人権委員会に替えて新たに設立された国連総会の下部機関である。1年を通じて定期的に会合（少なくとも年3回、合計10週間以上）が開催され、人権及び基本的自由の保護促進に向けて、審議・勧告などを行う。また、全国連加盟国の人権状況を定期的に審査する、普遍的・定期的レビュー（UPR）を実施している。

2010年は、3月の第13回人権理事会ハイレベルセグメントに西村智奈美外務大臣政務官が出席し、新政権の人権分野での取組や人権理事会理事国としての日本の取組などについて紹介した。また、同理事会において、日本は北朝鮮の人権状況について調査・報告を行う北朝鮮人権状況特別報告者の任務を延長する決議案をEUと共同で提出し、賛成多数で採択された。9月の第15回人権理事会におい



国連人権理事会におけるハイチ復興プロセスに関する特別セッション（1月27日、スイス・ジュネーブ 写真提供：UN Photo / Jean-Marc Ferre）

ては、それに先立つカンボジア政府との建設的な対話と協力を経て、同国の人権状況に関する協力決議案を提出し、全会一致で採択された。また、同人権理事会においては、日本が提出したハンセン病差別撤廃決議案が全会一致により採択された。この決議は、各国政府に対してハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドラインに十分な考慮を払うよう促すことを主な内容とするものである。

なお、2006年に国連総会で採択された人権理事会の創設に関する決議は、国連総会は

5年以内に人権理事会の地位を見直すこと、及び人権理事会はその創設から5年後にその作業及び機能について見直すことを規定している。2011年は創設5年目に当たることから、人権理事会見直しの議論が本格的に行われ、日本は、人権理事会が世界の人権状況改善のためにより効果的かつ機動的に対処し得るように、議論に積極的に貢献している。

(イ) 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、国連総会の下部機関として設置されている6つの主要委員会のうちの1つであり、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会は社会開発、犯罪防止・刑事司法、女性、児童、青年、高齢者、人権、人種差別、難民と幅広いテーマを取り扱う。これらの人権・社会問題に関するテーマ別の決議は、第3委員会では採択された後、総会本会議に提出され、国際社会の意思や規範形成に寄与している。

10月から11月にかけて、ニューヨークで開催された第65回国連総会第3委員会において、日本はEUと共同で北朝鮮人権状況決議案を提出した他、主提案国として初めてハンセン病差別撤廃決議案を提出した。

北朝鮮人権状況決議は、6年連続で国連総会第3委員会及び12月の国連総会本会議で賛成多数で採択された。この決議は、北朝鮮における組織的で広範かつ重大な人権侵害に対して極めて深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対して全ての人権と基本的自由を完全に尊重するよう強く要求するものである。特に拉致問題については、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含め、拉致問題の早急な解決を強く要求することが明記されている。

日本が国連総会第3委員会に初めて提出したハンセン病差別撤廃決議は、84か国の共

同提案の下、全会一致で採択された。この決議は、各国政府などに対し、ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドラインに十分な考慮を払うことを促すもので、世界のハンセン病差別撤廃の取組に大きく寄与することが期待されている。同ガイドラインは、人権理事会諮問委員会において、日本の坂元茂樹委員が中心となって作成し、8月に採択されたものである。なお、同決議案は、12月の国連総会本会議においても全会一致で採択された。

(ウ) ジェンダー分野での取組

3月の国連婦人の地位委員会（CSW）は、1995年の第4回世界女性会議における北京宣言及び北京行動綱領の採択から15周年の記念会合として開催された。日本からは西村外務大臣政務官が出席し、ODAにおけるジェンダー配慮の基本政策である「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」の下での取組、第3次男女共同参画基本計画の策定やAPEC議長国としての各種取組などを紹介した。

7月には、国連ジェンダー関係の4機関を統合し、新たに「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、略称：UN Women）を設立する決議が国連総会で採択された。11月に実施されたUN Women執行理事会理事国選挙において、日本は初代執行理事国に選出された。日本は執行理事国として、2011年1月から活動を開始した同機関の活動に積極的に貢献していく考えである。

10月には、女性・平和・安全に関する安保理決議第1325号採択10周年を記念して、女性・平和・安全に関する安保理閣僚級公開

討論が開催された。日本からは菊田真紀子外務大臣政務官が出席し、女性の保護と参画の強化を通じた平和の実現のための日本の考え方や、日本が紛争中・紛争後の国に対するODAや人材育成事業の実施などを通して、決議第1325号の実施に取り組んでいることを紹介するとともに、今後とも国際社会の活動に積極的に参加していく決意を表明した。

1 人権に関する諸条約に関する取組

2010年には、人権に関する諸条約に基づく日本の政府報告審査が2回開催された。審査を踏まえ、委員会が公表した最終見解には法的拘束力はないが、日本政府として適切に対処していく考えである。

まず、2月に日本が2008年8月に提出した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約、略称：ICERD)の第3回から第6回政府報告について、人種差別撤廃委員会(CERD)による審査が実施された。3月に採択された同委員会の最終見解の中には、国内人権機構の創設の検討、帰化の際の氏名の取扱い、教育制度における問題など多岐にわたる事項についての懸念事項及び勧告が含まれている。

また、5月には日本が2008年4月に提出した「児童の権利に関する条約」(児童の権利条約、略称：CRC)に関する第3回政府報告及び2つの選択議定書(「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」)第1回政府報告について、児童の権利委員会による審査が実施された。6月に採択された同委員会の最終見解の中には、国内人権機構の創設の検討、自殺・体罰・児童虐待の問題への対応、少年司法な

ど多岐にわたる事項についての懸念事項及び勧告が含まれている。

その他の動きとして、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約、略称：CPED。日本は2007年2月に署名し、2009年7月に批准書を潘基文^{パンギムン}国連事務総長に寄託)が、12月23日に発効した。同条約は、拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会として確認し、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義がある。日本としても、拉致を含む強制失踪への国際的な関心を高めるとの見地から同条約を重視しており、同条約の発効を歓迎している。

また、人権に関する諸条約に基づく委員会では、日本人委員が活躍している。6月の女子差別撤廃委員会(CEDAW)委員選挙及び9月の自由権規約委員会(ICCPR)委員選挙で、それぞれ林陽子弁護士及び岩澤雄司東京大学教授が再選を果たした。

なお、日本は、人権に関する諸条約に設けられている個人通報制度については、それら条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から、注目すべき制度であると考えている。このような意義を念頭に置き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、個人通報制度の受入れの是非について真剣に検討を進めている。外務省においては、4月に人権条約履行室を立ち上げた他、11月には、駐日EU代表部と連携の上、欧州から個人通報制度に詳しい有識者及び実務家を招き、セミナーを開催した。

ウ 二国間の対話を通じた取組

人権の保護・促進のためには、二国間の対話も効果的な手段であることから、日本は二国間の対話の実施を重視している。3月及び

10月には日・EU人権対話を開催した。また、7月には第6回日中人権対話（於：北京）を、8月には第4回日・カンボジア人権対話（於：カンボジア）を、9月には第6回日・イラン人権対話（於：東京）を開催し、人権分野におけるそれぞれの国の取組や国連における人権分野での協力について意見交換を行った。その他、スーダンとの間でも、1月及び9月に人権に関する技術的協議（於：ハルツーム）を開催した。

工 難民問題への貢献

国際貢献及び人道支援の観点から、2010年度から3年間のパイロットケース（試験的取組）として、第三国定住³⁸によるミャンマー難民の受入れを開始し、第一陣となるミャンマー難民5家族27名が、9月から10月にかけて来日した。第三国定住による難民受入れはアジアでは初となる取組であり、国際社会からも高い評価と期待を集めている。

また、日本における難民認定申請者が近年増加傾向にある中、真に支援を必要としている人々へのきめ細かな支援に取り組んでいる。

オ 国際法模擬裁判

国際法に関心を有するアジア諸国の大学生の能力向上を支援するとともに、広く国際人権・人道法についての知識の普及及び理解の増進などの啓発を行うため、国際法模擬裁判を8月に東京で開催した。同裁判では、環境問題に関する人権をテーマに、アジア9か国（日本、インドネシア、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、ネパール、マ



第三国定住により訪日したミャンマー難民児童の授業風景（東京）

レーシア）から約40人の学生が参加し、英語による陳述書の作成及び弁論能力などを競い合った。

カ 国際的な子の連れ去り問題

国際結婚が増加してきた結果、近年、外国での結婚生活で困難に直面した夫婦の一方が、現地の法令などに反して子を母国に連れ去り、問題となる事案が発生している。外国で生活をしていた日本人親が（元）配偶者の同意なく自らの子を日本に連れ去る事案も発生しており、日本は、米国、英国、フランス、カナダなどから、このような個別事案への対応や「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の早期締結について申入れを受けている。

ハーグ条約は、監護権の侵害を伴う国境を越えた子の移動について、そのような移動自体が子の利益に反するとの考え、また、監護権の所在を決着させるための本案手続は移動前の常居所地国³⁹で行われるべきとの考えに基づき、子を常居所地国に戻すための国際協力の仕組みなどを定めるものである。日本政府は、この問題の重要性を認識し、子の福祉

³⁸ 難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動すること。

³⁹ 通常居住している場所。国際私法において、連結点として用いられ、住所及び居所とは異なる概念として、ハーグ国際私法会議により創出された。

の観点から、ハーグ条約を締結する可能性について検討を行うとともに、国際的な子の連れ去りに対する予防的な措置などを講じてきている。外務省は、5月から11月まで、当事者を対象とするアンケートを実施した他、7月には、ハーグ条約の実務に関するセミナーを日本弁護士連合会と共催し、幅広い方面か

らの意見も参考にしてこの問題に取り組んでいる。また、4月、6月、9月には子の親権問題に係る日米協議、6月、12月には子の親権に係る日仏連絡協議会を実施し、関係国間で生じている事案について現行の法制度の下での可能な解決を目指し、情報交換を行った。